主

原判決を破棄する。 本件を徳島地方裁判所に差戻す。

理由

本件控訴の趣意は、記録に綴つてある徳島地方検察庁検察官検事佐藤直作成名義 の控訴趣意書(第一回公判期日において控訴趣意書訂正書記載のとおり訂正)、高 松高等検察庁検察官検事亀岡忠彰作成名義の、昭和三九年一〇月三日付検察官の意 見書(第一回公判期日において検察官意見書の正誤表記載のとおり訂正)、同年-一月一二日付釈明書、同年一一月二八日付意見書、昭和四〇年二月三日付釈明書 (第五回公判期日において、三行目に「両製」とあるを「再製」と、六行目に「エ 業第二燐酸ソーダ」とあるを「工業用第二燐酸ソーダ」とそれぞれ訂正) 「控訴趣意のふえんについて」と題する書面(第六回公判期日において、 一五日付「誤謬訂正について」と題する書面記載のとおり訂正)及び同年三月一五 日付釈明書(第七回公判期日において、同高等検察庁検察官検事井下治幸作成名義の同年五月一一日付釈明書により、上記釈明書の記載の趣旨をさらに釈明)、並びに同意等検察庁検察官検事共より、生記釈明書の記載の趣旨をさらに釈明)、並び に同高等検察庁検察官検事村上惣一作成名義の同年九月二四日付釈明書及び同年一 -月五日付意見書(この意見書を以下「控訴趣意補充書」と略称する)記載のとお りであり、これに対する答弁は、被告人両名の弁護人海野普吉、同松山一忠、同土 屋豊、同坂上寿夫共同作成名義の、同小玉治行(同年二月二八日当裁判所受理の辞 任届により辞任)、同松山一忠、同土屋豊、同坂上寿夫共同作成名義の各答弁書、被告人両名の弁護人海野普吉、同小玉治行、同松山一忠、同土屋豊、同坂上寿夫共同作成名義の検察官の意見書に対する弁護人の反駁書及び「検察官の釈明に対する 意見」と題する書面、被告人両名の弁護人海野普吉作成の昭和三九年一二月二 付求釈明書、被告人両名の弁護人海野普吉、同松山一忠、同土屋豊、同坂上寿夫共 同作成名義の、昭和四〇年八月七日付求釈明書(第八回公判期日において、九頁七 行目に「その取消し、変更」とあるを「その取消、撤回」と、一一頁三行目に「五月一一日」とあるを「五月一一日付」と、一五頁一二行目に「特殊物質以外にも」とあるを「特殊物質以外に」とそれぞれ訂正)、「公訴事実、訴因並びに訴因についての検察官の釈明に対する弁護人の意見」と題する書面、最終陳述書及び補足陳 述書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

右控訴趣意に対し、当裁判所は、記録を精査し、当審における事実取調の結果を も参酌して、次のとおり判断する。

(本判決の用語例)

(一) 原判決の用いた略語は、控訴趣意書及び答弁書等にも援用せられているので、本判決においてもそのままこれを踏襲することにした。 (二) 単に「証人何某」と記載してあるのは、すべて「原審証人何某」と記載

(二) 単に「証人何某」と記載してあるのは、すべて「原審証人何某」と記載 すべきを省略して記載したのであつて、当審で取調べた証人(鑑定人)について は、「当審証人(鑑定人)何某」と記載した。

(三) 証人の氏名下の括弧内の職業は、大部分当該証人が尋問を受けた当時の 職業であり、証人尋問当時証言事項と関係のない職業に従事している者について は、概ね証言事項に関連する職業を「元何々」という形式で表現することとした。

(四) 証人氏名下の括弧内の数字は、記録の冊数番号及び丁数の表示であつて、多くは当該証人尋問調書の冒頭の丁数を記載したものである。なかには特に関連のある供述記載部分の丁数を掲記した場合もあるが、これとてもその部分に限定する趣旨ではない。原審における同一証人が二回以上取調を受けている場合の当該証人の尋問調書の特定方法は、公判回数や証人尋問期日の年月日によらないで、もつぱら記録の冊数番号と丁数によることにした。(なお、原判決挙示の各証人尋問調書等に冠せられている年月日は、いずれも当該証人を取調べた日の年月日ではなく、文字どおり調書作成日付であるから念のため)

(五) 「証何号」と記載してあるのは、すべて、当裁判所昭和三九年押第九三号(徳島地方裁判所昭和三年一押第四六号)の枝番号のみの表示である。

第一 公訴事実について。

原判決は、第一章検察官主張の公訴事実の第一として、本件公訴事実の要旨を詳細摘示しているのであるが、原審は、昭和三七年一〇月二〇日公判期日外において検察官に対し、被告人両名の監督上の過失責任についての訴因を追加することを命じ、第五四回公判期日において、検察官の同年一〇月二四日付訴因変更請求書記載のとおり、訴因の変更を許可しているのにかかわらず、この部分は公訴事実の要旨摘示のうちから脱落しており、このほかになお公訴事実の要旨がそのまま忠実に表

現せられていないのではないかとの疑の存する部分も見受けられるので、同年三月 └四日付及び同年一○月二四日付各訴因変更請求書に基づき、改めてここに公訴事 実の全文を摘示することとする。

(公訴事実)

被告人A1は、昭和二六年一月一日より同三〇年五月一日迄の間、乳幼児用ドラ イミルク等の製造販売を業とするB1乳業株式会社(東京都港区甲1町甲2の甲3 所在)C1工場(徳島県名西郡甲4町字甲5所在)の工場長として、さらにその翌 日から同月一六日C2工場長D1と事務引継をなす迄の間は、実質上工場長として、被告人A2は、同二七年四月一日より同工場の製造課長として、前記ドライミ ルクの製造及びこれに要する原材料の購入等の業務に従事してきたものであるが、 被告人等は、右ドライミルクの製造にあたり、安定剤として牛乳に工業用第二燐酸 ソーダとして取引された薬剤を購入し、混和使用していたところ、右ドライミルク は、一般人の飲用に供するほか、特に身体未熟で抵抗力の弱い乳幼児の飲用に供す るものであるから、被告人等としては、人体に有害な物質の混入を完全に抑止すべき業務上の注意義務があるとともに、従業員をして抑止させるよう監督すべき業務上の注意義務があり、殊に右薬剤が本来食品に使用される性質のものでほなく、主 として工業用に使用される関係上、含有物質の種類、分量等の規格がなく、品質の 保証もなくその成分も詳らかでないばかりでなく、往々にして人体に有害な砒素そ の他の物質を多量に含有する粗悪品のある場合もあるから、その購入にあたつて の他の物質を多量に含有する相志品のめる場合もあるから、その購入にあたっては、あらかじめ局方品、試薬品など成分規格の明らかな薬剤を指定して注文し、或いは製造元・製造過程・仕入経路等を調査し、成分の分析表を添附させるなどして、人体に有害な粗悪品の入荷を防止するとともに、その使用にあたつても、薬剤の色、結晶状態、夾雑物の有無などを十分に検査し、特に成分規格の明らかでない薬剤については厳密な化学的検査を行ない、無害なものであることを確認すべきの 務上の注意義務があるとともに、従業員をして確認させるよう監督すべき業務上の 注意義務があるのに、不注意にもそのいずれをも怠り、右工場において

被告人両名は、昭和三〇年四月一三日より同年五月三一日迄の間前記成分規 格のあるものを注文する等のことをなさず、漫然、徳島市甲6町甲7丁目甲8番地 B2産業株式会社より、B3株式会社C3工場(清水市甲9甲10の甲11所在) 産出、B4製薬株式会社(大阪市甲12区甲13町甲14丁目所在)再製にかかる 工業用第二燐酸ソーダとして取引された薬剤四箱(合計一六〇瓩)を購入し、その頃うち三箱(合計一二〇瓩)の使用にあたり、右薬剤には人体に害を与える程度の 砒素その他の有害物質を含有していないものと軽信し、前記化学的検査等をなすこ となく、右薬剤を安定剤として牛乳に混和し、乳幼児用ドライミルク合計四〇二、 五七六缶(一缶四五〇瓦入り)を自らもしくはその監督下に製造し

被告人A2は、昭和三〇年六月一日より同年八月二三日迄の間前同様成分規 格のあるものを注文する等のことをなさず、前記B2産業株式会社より右同様の工業用第二燐酸ソーダとして取引された薬剤一箱(五〇瓩)を購入し、その頃これを 右一記載の四箱のうち未使用の一箱とともに(合計二箱合計九〇瓩)使用するにあ たり、前同様化学的検査等をなすことなく、定定剤として牛乳に混和し、乳幼児用 ドライミルク合計四四三、九五二缶(一缶四五〇瓦入り)を自らもしくはその監督 下に製造したが、右購入使用した薬剤に人体に害を与える程度の砒素を含有してい たため、その頃B5商事株式会社を介して徳島市その他において販売された右乳幼児用ドライミルクのうち、七缶ないし二〇缶を飲用した徳島県麻植郡甲15町甲16居住のE1(昭和三〇年五月六日生)を同年八月二六日同町F1病院において、 九缶以上を飲用した同県三好郡甲17村甲18甲19番地居住の林啓(昭和二九年 九月一六日生)を昭和三〇年八月二〇日右住居地において、右ドライミルク飲用に 基づく慢性砒素中毒によりそれぞれ死亡するに至らせたほか、原判決添附の別表第

所論は、縷々述べているが要するに、工業用第二燐酸ソーダは、砒素の含有 量の多寡には関係なく、主として清缶剤、洗液剤として使用されるものであつて、 これを食品製造の際添加物として使用するようなことは極めて変則的用法であるか ら、工業用第二燐酸ソーダの製造業者及び販売業者でさえ、それが食品製造の際添 加物として使用されるというようなことは全く予想もしていなかつたのであり、元

来、第二燐酸ソーダという薬剤の原料となる燐鉱石とか硫化鉱とかの中には砒素が含有されており、この砒素が不純物として第二燐酸ソーダの中に残るのであるが、第二燐酸ソーダの製造業者が、これを製造するにあたつては、その清缶剤、洗滌剤としての効能を高める工夫はしても、本来の用途には何らの関係もない食品衛生の配慮を払わないことも至極当然のことであるから、製造工程の管理いかんによっては、人体に有害な、重量比で〇・〇三%(以下単に%だけを示す場合はすべて重量比である)を超える砒素を含有する第二燐酸ソーダが製造され、これが薬品業界においてある第二燐酸ソーダが薬品業界において製造されることはなく、したがつて、そのような第二燐酸ソーダが業界に出廻る虞はないと判断したのは事実誤認である、というのである。

2 よつて、按ずるに、証人D2(B6化学工業株式会社C4工場長、昭和三二年八月までは同会社C5工場技術第二部長、二三の一〇八五〇)、同D3(BPC工場技術第二部長、二三の八五〇)、同D3(BPC工場技術第二部長、二三の八五号を営者、三の一同D3(B0日代で、100元年、1

前記各証人、証人D14(I1院I2部I3課長、九の三八八二)、同D15(B16株式会社社長、七の三〇八六)、同D16(B17化学工業株式会社代表取締役、八の三七三七)、同D17(株式会社B18技術課員、一九の八九一八)、同D18(B1乳業株式会社C8工場製造課長、一七の七六七五、同七八二六)、同D19(B19乳業株式会社取締役、二〇の九四三五)の各尋問調書及び押収にかかる注解第六改正日本薬局方(証五四号)を綜合すると、次の各事実が認められる。

(一) 第二燐酸ソーダの大部分は、清缶剤及び洗滌剤等の原料に用いられるのであり、ときには亜鉛メッキ(砒素の含有量が多いと使用できない)や水素イオンの濃度調節等(学問的に必要なのは緩衝液としてである)に用いられる。食品製造加工の際の添加物等としては、製糖、B58(プレンソーダのミネラル等として)、酒の醸造、酵母(イースト)の製造、ふくらし粉(ベーキングパウダー)及びかまぼこ、はんぺん等の練製品にも用いられ、ことに、乳製品では、無糖練乳、チーズ及び乳児用調整粉乳製造の際、安定剤として原料牛乳に添加使用されていたが、食品用としての使用量は、清缶剤等の原料用に比較すると極く少なかつたのである。なお、医薬品としては、下剤として用いられる。

(二) 昭和三〇年当時において、我が国の第二燐酸ソーダ製造業者のうち、一部分の者は、第二燐酸ソーダが食品に添加されることを知つていたけれども、相当多数の者が、右の事情を知らなかつたことが窺われるのである。そして、第二燐酸ソーダの原料となる燐鉱石や硫化鉱の中に砒素を含んでいることは事実であるが、しかし、後記第二の一の6の(二)の(1)で説示するように、第二燐酸ソーダもの砒素含有量は極めて微量であつたため、第二燐酸ソーダ製造業者は、これを製造するにあたり、砒素の含有量については、あまり念頭に置いていなかつたのが、ので調であった。また、第二燐酸ソーダ製造業者の大部分は、その製造にかかる般の常識であった。また、第二燐酸ソーダが、食品添加物として使用されるというようなことは、まず考えていなかったのである。

右に認定した各事実及び前記2の冒頭以下掲記の各証人の供述記載を綜合すると、本件発生以前において、第二燐酸ソーダの製造業者が、第二燐酸ソーダことに

工業用第二燐酸ソーダの製造にあたつて、食品衛生的配慮を払わなかつたであろうことも容易にうなずけるのであるが、しかし、記録を精査しても、右の事情が第二燐酸ソーダの製造に影響を及ぼし、そのため特に砒素を多量に含有する第二燐酸ソーダが製造されたことを認めるに足る資料はない。

- 3 原判決第二章第三の四の一の冒頭、同章第一の二の5の(一)及び(二)に掲げる各証拠、証人D20(B20株式会社検査課長兼生産課長代理)の各尋問調書)二の五四八、七の三〇七一)、同D21(B3株式会社C3工場業務課長)の尋問調書(六の二七七一)、前記証人D5の各尋問調書(一二の五六〇七、一四の六三六四)、証人D22(B2産業株式会社社長)の各尋問調書(一三の六〇四〇、一五の六八一六)、同D23(元本件工場事務課資材係)の尋問調書(一六の七三〇八)、同D24(B21工業株式会社取締役)の尋問調書(七の二九二〇)、同D25(B22薬品工業株式会社社員)の尋問調書(六の二八〇一)並びに同D26(F2大学教授)の尋問調書(三の一二九一)を綜合すると次の各事実が認められる。
- が認められる。 (一) 第二燐酸ソーダの製法は、化学上では、第二燐酸ソーダという化合物を 構成する各元素を寄せ集めればできるわけであるし、次に説明する以外の方法も えられているようであるが、しかし、工業的には、昭和三〇年まで我が国でまれ、 に製造されていた(「燐酸ケソーダ」という名称の下に製造され(かつ取引され)を た薬剤は、すべて燐酸をソーダ灰もしくは苛性ソーダで中和させるという方法 造されていた(我が国における燐酸及び第一、第三燐酸ソーダの全生産 は、昭和二九年には約一一九七屯位、昭和三〇年には約一四四一屯位であるうと は、昭和二九一一丁参照)。右製造工場であろうと変りはないのである。しか 規模ないわゆる町工場程度の製造工場であろうと変りはないのである。しい 規模ないわゆる町工場程度の製造工場である方法は、薬剤としては比較的 は、アントで製造される方法であったと は、第二人の において普通一般に行なわれている右製造方法は、 を発見することは ないるのである。

ところで、燐酸ソーダの原料となる燐酸の製法には、燐鉱石を電気炉でコークス 還元して作る方法(乾式燐酸)と、燐鉱石に硫酸を加えこれによって生成さ硫化 を遊離して燐酸を製造する方法(湿式燐酸)との二方法があり、さらに、硫塩を原料とする右硫酸の製造方法にも接触式と鉛室式との二方法があるが、右燐酸の製造工程ことに精製工程において相当程度除却されるのであるが、完全に脱留する場合である。 そして、燐酸ソーダというのは、でき上のた燐酸ソーダというのは、できてののである。 そして、燐酸ソーダというのは、できて、紫酸酸ツーダを製造することに精関である。 そして、燐酸ソーダを製造することを意図していたのであるが増加する傾向の如きは全くなかつたというべきである。

湿式燐酸の方が乾式燐酸に比して不純物(砒素を含む)の混入率が高かつたのであるが、昭和三〇年当時我が国において湿式燐酸を製造していた工場は、B6化学工業株式会社、B25株式会社、B25株式会社、B25株式会社、B25株式会社、B25株式会社等(但し、昭和二八年三月頃以降昭和三〇年二月頃までの間)の数社位に過ぎなかつたし、右各会社によつて製造された燐酸そのものが外販されたことはなく、また、この燐酸を原料として製造された燐酸ソーダも、大部分は自家消費に廻されたのであつて、外販されたものは少なかつたのである。さらに、小規模な製造工場において、湿式燐酸を原料とする燐酸ソーダが製造されていた事実は認められないのであつて、いずれも市販されている乾式燐酸を原料として製造されていたことが窺われるのである。

- (二) 昭和三〇年当時、我が国の薬品業界における燐酸ソーダの製造方法は、本件記録に現われたところでは、右(一)に記載した方法だけに限定されていたといつて過言でないが、ただ、認められる例外の方法は、次の各場合に限られるのである。
- (1) B28化学工業株式会社において、昭和二八年五月頃から、臭素、赤燐及びメタノールを原料として、メチルブロマイドを製造する際に生じた残留液(燐酸、亜燐酸及びメタノール水)に硝酸ソーダを添加して亜燐酸を燐酸に変え、この残留液を濾過し、これに適量の苛性ソーダを添加する方法により、月産約三屯位の第三燐酸ソーダを製造し、製造過程が通常の方法と異なるので、その用途を清缶剤

の原料に限定して、B29産業株式会社、B30化学(正式の名称不明)及びB31化学薬品株式会社のみに販売した(広島県三原市所在のB32化学工業株式会社においても、一時右と同一方法により第三燐酸ソーダが製造されたことが窺われる)のであるが、こうして製造された第三燐酸ソーダの砒素含有率も〇・〇〇二%以下であるに過ぎない。(記録六の二七五九丁以下参照)

- (2) B2O株式会社において、昭和三〇年頃、弗化セリウムを製造する過程で、モナサイドサンド(通称モナズ石)を微粉に粉砕して苛性ソーダとともに加熱するときに生ずる物質を濃縮して第三燐酸ソーダを作り出していたが、これは全部同会社内において自家消費してしまつたのであり、自家消費であつたため純度は八〇%位であつたが、精製すれば勿論純度率は向上するのであり、砒素含有率も〇・〇〇〇八%程度に過ぎなかつたのである。
- (3) 次に説示する各物質が、例外としても、第二燐酸ソーダと称し得るか否かは問題であるが、第二燐酸ソーダと称して取引された事実のあることは明らかであるので、一応ここで説明することとする。
- (イ) 静岡県清水市所在のB3株式会社C3工場において、ボーキサイトからアルミナを製造するとき輸送管等の内部に付着する物質(以下「B3産出物」と略称する)が除去され、不純物である右物質が、同工場から、順次、B20株式会社、B33産業株式会社を経て、B4製薬株式会社(原判決三丁裏六行目参照)に譲渡された。B4製薬においては、右B3産出物を「燐酸ソーダ」という名称で売出そうと考え、B34工業株式会社をして、原判決説示のような方法で、右物質の脱色をさせた。右のように、B3産出物を脱色した物質が、原判決のいう「本件物質」(原判決一五丁裏四行目参照)である。
- 原り、「日である。 「ロ) B4製薬においては、第二燐酸ソーダの注文のあつた徳島市甲6町甲7 丁目甲8番地所在のB2産業株式会社(以下「B2」と略称する、原判決三丁裏九行目参照)に対し、(a) 昭和三〇年四月一二日頃、本件物質八〇瓩(木箱入り二箱、一箱の容量四〇瓩)を、一瓩の単価八五円で、(b) 同年同月二八日頃、本件物質一〇〇日、本件物質一〇〇日、本件物質の本件物質を同単価で、(c) 同年七月二六日頃、本件物質一〇〇日、本件が質の本件物質を同単価で、(c) 同年七月二六日頃、本件が質のとが、一緒の容量五〇瓩)を、一瓩の単価七五円で、いずれも第二人のと称して、それぞれ売渡し、B2においては、第二燐酸ソーダの発注をしたいである。原判決二丁表九行目参照)に対し、右(a)、(b)及び(c)の各本件物質が、原判決のいうのとおり、売渡したのであつて、右合計二六〇瓩の各本件物質が、原判決のいう「B9製剤」(原判決一六丁裏一三行目参照)である。
- (ハ) さらに、B4製薬は、右(ロ)に記載した外、昭和三〇年四月以降同年八月までの間において、B35株式会社、B36株式会社、B37化学株式会社及びB38商店等十数社に対し、本件物質を第二もしくは第三燐酸ソーダと称して売渡したのである。
- (4) B3株式会社C3工場は、B22薬品工業株式会社に対し、昭和二九年九月頃から同年一〇月頃にかけて、数回に亘り、B3産出物合計五〇屯を、代金一屯当り八、〇〇〇円で売渡し、同会社は、右と同じ頃、B17化学工業株式会社に対し、右産出物全部を代金一屯当り一五、二〇〇円で売却し、同会社は、これに他の原料及び正常な第一燐酸ソーダ約三%位を添加して清缶剤一〇四屯を製造して、これを全部B39に納入したのであるが、右清缶剤中に約一・五%ないし一・九%の砒素が含有していたことが判明したため、問題化し返品されたのである。

- (2) 右の各事実から判断すると、昭和二七年四月一一日ないし同月一三日分間に前記B6化学工業株式会社C5工場において製造された第二燐酸ソーダは大学製造工程中の母液の老化現象が極限に達した決定で製造ざれたものであることが窺われるから、論旨のいうように、母液の馬で製造ざれたものであることが窺われるから、論旨のいうように、同年四月一〇日次の第二人の一日本の任業においても、同年四月一〇日次の第二人の一旦の一旦ではおいても、同年四月一〇三%の第二人の一旦が対して、おいて市場では、であるからないし〇・〇三%の第二人はおいて市場によれなかつたのは早計であって、むしろ、同年二月第二人は対した頃から製造されていたものに近い品質の第二人は対が生産されて明明した頃から製造されていたものに近い品質の第二人は対が生産されていたものに近から製造されていたものに近い品質のであり、対した頃から製造されていたものに生産されたのものに比して、一日に生産されたのものに比して、一日に生産されたのものが生産されていたものが相当である。
- (二) 論旨は、右当時前記B6化学工業株式会社C5工場において生産されていた工業用第二燐酸ソーダの砒素含有量は、数字的には人体有害量といわれる〇・〇三%には達しないのであるが、この場合、およそ〇・〇三%であるから人体に有害であり、〇・〇二九%であるなら無害というように数学的に割り切れるものではないというのである。

よつて、按ずるに、原判決が、第二章第二の各項に挙示する関係各証拠によると、同章第二の一ないし四の各項において認定する各事実は、いずれもこれを肯認できるのであり、かつ、右各事実に基づいて認定した同章第三の二の安定剤無三行の項において判示する事実も首肯できるのである。(但し、原判決二七丁裏二行も、「別表第八」の誤記である)。すなわち、〈/要旨第一〉及び同三二丁裏一一行目にそれぞれ「別表第七」とあるのは、いず製造の一方の誤記である)。すなわち、〈/要旨第一〉乳児用調整粉乳の製造にあたり、原料牛乳一〇、〇〇瓦に対し一瓦の割合(〇・〇一%)の第二燐酸と大り、原料牛乳一〇、〇〇瓦に対して製造される相談である事により、の一方の、最も頻繁にこれを飲用する生後八ケ月までの人工栄養乳児にも多量に、かつ、最も頻繁にこれを飲用する生後八ケ月までの人工栄養乳児の一も多量に、かつ、最も頻繁にこれを飲用する生後八ケ月までの人工栄養乳児の一も多量に、かつ、最も頻繁にこれを飲用する生後八ケ月までの人工栄養乳児の一切の表別には、第二人の一方のののである。の一方ののである。第二人の一方のである。第二人の一方である。第二人の一方のような言で添加する限り、よって製造される乳児用調整粉乳は、人体に無害なのである。

ところが、原判決は、右〇・〇三%の砒素を含有する第二燐酸ソーダが、本件の場合、無害か或いは有害かの点について、概念の混乱を生じているのではないかの疑問がないわけではない。というのは、原判決は、前記のように、原判決三五丁表において、本件工場が使用する第二燐酸ソーダの砒素含有率は〇・〇三%以下のものであればよいとしながら、三九丁裏一行目においては〇・〇三%(原判決に〇・三%とあるのは〇・〇三%の明白な誤記である)以上と記載し、四〇丁裏五行目においては、〇・〇三%未満のものがあるに過ぎないと記載し、四〇丁裏六行目以下においては、「砒素含有率が重量比で〇・〇三%以上の第二燐酸ソーダが出現するかも知れない。」というような不安感と判示し、四一丁表三行目においても、

○・○三%以上と記載しているからである。したがつて、右のような判示の仕方から考えると、原判決が、○・○三%の砒素を含有する第二燐酸ソーダは、本件の場 合、果して人体に有害であるとなすのか、それとも無害であるとなすのか必ずしも しかし、原判決が認定した右〇・〇三%の数字は、原判決掲記の 明らかでない。 右各証拠と照しあわすと、無害と有害との間のぎりぎりの数字ではなく、〇・〇三 %の砒素を含有している第二燐酸ソーダである限りにおいては無害であることは勿 論、僅かではあるにしても或る程度余裕のある数字であることが窺われるのであ る。したがつて、原判決の判示の趣旨も、〇・〇三%のものは無害であると認定したものと解するを相当とする。そうすると、右〇・〇三%の砒素含有量は、論旨のいうように、人体有害量でないことは勿論、かりに、これが〇・〇三一%とか〇・〇二〇次では、 1%であつても未だ必ずしも人体に有害な程度の砒素含有量とはいえないのみ ならず、原判決の判示する〇・〇三%というのは砒素含有率であるのにかかわら 、論旨のいう〇・〇二五%というのは亜砒酸含有率であることは前記説示によっ て明らかであり、亜砒酸含有率〇・〇二五%を砒素含有率に換算すると〇・〇一八 %位になるのであるから(亜砒酸中の砒素は約四分の三である)、論旨は、ことが らの性格を適切に把握していないとの非難を免れ難いというべきであつて、昭和二七年四月頃B6化学工業株式会社C5工場において生産された第二燐酸ソーダ中に は、人体に有害な程度の砒素を含有するものがあつたとの論旨は失当である。 証人D28(B40塗料工業株式会社取締役、七の二九四九ないし 二九五七)、(同D29(B35株式会社取締役、七の三二〇二ないし三二一六)、前記証人D4(三の一〇八三、同一〇八四)及び同D24(七の二九二一ないし二九四五)が、それぞれ論旨指摘のような供述(控訴趣意補充書第一の一の (三)、同一の(四)の(1)ないし(4)参照)をしていることは所論のとおりであるが、同証人らの各供述記載を仔細に検討すると、その供述はいずれも推測の 域を出ない部分が多いし、一部分真実であると認められる部分があつて、いわゆる 第二燐酸ソーダの粗悪品が出廻つたとしても、右事実によつては未だ昭和三〇年当 時我が国薬品業界に人体に有害な程度の砒素を含有する第二燐酸ソーダの粗悪品が 出廻っていたとは認めることができない。論旨にいう粗悪品は、良質のものに比し若干程度が落ちていたことは否めないが、第二燐酸ソーダには変りはなく、それらに砒素が多量に含まれていたとは考えられないのである。

(二) また、前記証人D27(六の二六三一及び一〇の四三五五)、証人D3 O(B6化学工業株式会社C9工場肥料課長、一二の五三九七)、前記証人D9 (二二の一〇四六四及び二三の一〇九七一)、証人D31(同会社C5工場分析課 長、二二の一〇五七九及び二三の一〇六九九)、前記証人D2(二三の一〇八五〇及び二三の一〇七二)、証人D32(同会社C5工場分析課員、二三の一〇六六四)、同D33(B27化学工業株式会社試験研究係員、六の二六七四)、同D34(同会社C10出張所勤務、二三の一〇七八六)及び同D35(B24化学工業株式会社C11製造所第一製造部長、七の三四三九及び一四の六二六〇)らの各供述記載を仔細に検討しても、昭和三〇年当時、燐酸肥料を製造する際生ずる廃液から燐酸ソーダを製造していたというような事実は全く認められないのである。

(三) 前記証人D5(一二の五六〇七)が、論旨指摘(控訴趣意補充書第一の一の(四)の(4)参照)のような各供述(一二の五七五二ないし五七五四、五七六四、五七六五)をしていることは所論のとおりであるが、しかし、同証人は、燐酸ソーダについては、過去においても現在においても、副生品からこれを製造するということは聞いていないが、化学薬品工業全般からみれば、B4製薬が、本件物質の如き薬剤を製造したのは珍しいケースではないと証言しているのみならず、後記第二の二の3の(四)において説示するような同証人の立場から考えると、所論の右各供述を根拠として、廃液を利用して製造した燐酸ソーダが薬品業界に出廻っていたとの論拠とするのは失当である。

6 (一) 前記証人D26の尋問調書中の供述記載(三の一二三二及び同一二九一)並びに前記第二の一の2の(一)及び同3の(一)でそれぞれ認定した各事実によると、「第二燐酸ソーダ」は、右2の(一)で説示したような用途に用いられ、右3の(一)に記載したような方法で製造される薬剤であつて、右名称は化学上のものではなくむしろ商品名といつた方が適当であるが、化学上は、Na2HPO4・12H2O(またはNa2HPO4・7H2O)の化学式によつて現わされる化合物であつて、第二燐酸ナトリウムもしくは燐酸二ナトリウムと称せられ、学問上最も厳格な名称では、燐酸水素ナトリウム一二水化物(または七水化物)といわれている。右化学式によつて表象される文字どおり純粋な物質は、化学理論の上

で考えられるものであつて、現実に取引の対象とせられるものは、右化学式によつて現わされる物質に微量の砒素その他の不純物を含有しているのである。そして、右一二分子水のものが試薬及び工業用であつて、右七分子水のものが局方品(現在においては改訂せられてひとしく一二分子水のものとなつていることは後記第二の三の5の(一)の(1)の項において説示するとおりである)である。

- (二) 原判決第二章第三の四の1冒頭に掲げる各証拠(ことに記録三の一〇八六、一〇八七、六の二五三二、八の三五七六、三六三二、六の二六七九、二六八九、六の二七〇九、六の二七四五、二七四九、六の二七六四、七の三〇八九、七の三二三一、三二三七、七の三二五九、七の三三二一ないし三三二六、六の二六四〇ないし二六四二、一〇の四四四五、四四五〇ないし四四五二、一九の八七四六、八七七一、一九の八八二五、八八四三、二二の一〇四六四、二三の一〇九七一)及び前記証人D2の尋問調書(二三の一〇八五〇、一一〇七二)並びに押収にかかる清缶剤の分析試験成績について(通知)と題する書面一通(証六六号)を綜合すると、次の各事実が認められる。
- (1) 昭和三○年頃までに、我が国の薬品業界において製造された通常の燐酸中の砒素含有率は、○三%以下位であると思われ、接触式、鉛室式あるとのであると思われ、接触式、鉛であるとのであると思われ、接触式、一%位であるとのであるとのである。の砒素含有率は、○一%ないし○・ダの純度は、稀には一級であるのは、毎には、第二燐酸ソーダの純度は、同一ないではは、同一ないのでであり、第二燐酸ソーダの純産は、のもあっては、第二燐酸ソーダの共和のでは、のは九九%以上であり、第二燐酸ソーの四%位)であり、最もしではのであり、最もしのでであり、最もしのでであり、最もしのでであり、最近である。の一%位であったのである。の一の4の各項であり、最近であるまでは、大が国の薬品業界料として第二点が発生するよの発生は、の光が国の薬品である。では表が国の薬品では、本件の、第二燐酸ソーダ中の、第三燐酸ソーダ中の、第二燐酸ソーダ中の、第二燐酸ソーダ中の、第二燐酸ソーダ中の、第二燐酸ソーダ中の、カーダ中の、カーダル

決が、第二章第三の四の2の項において、「前記の方法で作られる燐酸を原料としてこれをソーダ灰等で中和させるという製法によって作り出される第二燐酸ソーダ である以上、最悪の方法(すなわち、鉛室式硫酸を用いて作られた湿式燐酸を原料 とする方法)を前提として最悪の条件を考えても、砒素含有率が重量比で〇・〇三 %未満のものができあがるに過ぎない。」と説示し、人体に有害な程度の砒素を含 有する第二燐酸ソーダが業界に出廻る虞はないと判断したのは相当であつて、この 点に関する限り、原判決には事実の誤認はないといわなければならない。そうする と、検察官が前記1の論旨で主張するような事実は、到底認められないといわなけ ればならない。

- 「第二燐酸ソーダ」という名称は商品名であるから、第二燐酸ソーダとして 薬品業界に出廻る薬剤の成分規格は必ずしも一定しているものではなく、化学上は 第二燐酸ソーダと称することはできなくても、取引上は第二燐酸ソーダと称し得る 薬剤も存在するとの論旨について。
- 1 所論の要旨は次のとおりである。 (一) 第二燐酸ソーダという薬剤も取引の対象となるときは商品であり、 **「燐酸ソーダ」というのは商品名であるから、そういう商品名で取引される薬剤** が、一般的にどのような成分規格のものであるかということは、薬品業界がどのよ うな成分規格の薬剤に「第二燐酸ソーダ」という商品名をつけるかということに帰 着し、また、個々の具体的取引において、「第二燐酸ソーダとして売買される薬剤」がどのような成分規格であるかということは、当該薬剤を製造販売するものが、どのような成分規格のものにその商品名をつけるかということに帰着し、商品 としての用途に適する限り、ある薬剤の過半量を占めている成分の名称をもつてその薬剤の代表的商品名とするのが、業界の実状においては普通行なわれている習慣 であると認められる。
- (\square) したがつて、 「第二燐酸ソーダ」という商品は、(1)昭和三〇年当時 行なわれていた第二燐酸ソーダの量産方法によつて製造される薬剤、 (2) 若干量 の不純物を含有していても、成分として第二燐酸ソーダが過半量を占めて清缶剤、 洗滌剤としての用途に適すると考えられる薬剤、(3)主成分の組成の仕方により、化学的には第二燐酸ソーダとはいえなくても、成分として第二燐酸ソーダが過半量を占めて清缶剤、洗滌剤としての用途に適すると考えられる薬剤(例えば公訴事実一、二掲記の薬剤の如きもの)等が、第二燐酸ソーダという商品名で市販される業別に出場ることがある。 て業界に出廻ることもあるわけである。そして、本件の場合、右のうち、(1)の薬剤は、工業用第二燐酸ソーダの正常品に該当し、(2)の薬剤は、工業用第二燐酸ソーダの担悪品に該当し、(3)の薬剤は、工業用第二燐酸ソーダの類似品である。 つて、しかも、工業用第二燐酸ソーダの粗悪品に該当すると云い得るのである。 (三) 前記のようにして出廻る第二燐酸ソーダという商品は、食品衛生的配慮が 払われないで製造されるものであるために、原料の選択、製造工程の管理いかんに より、人体に有害な程度の砒素を含有していることもあり得るのである。然るに、原判決が、第二燐酸ソーダという商品を、昭和三〇年当時行なわれていた第二燐酸ソーダの量産方法によつて製造される薬剤のみに限定し、第二燐酸ソーダという限り、人体に有害な程度の砒素を含有する薬剤はなく、そのような薬剤が業界に出廻る可能性はなかつたと判断したのは事実誤認である、というのである。
- 2 原審で取調べた各証拠によると、昭和三〇年四月一三日頃以降本件工場で製造された乳児用調整粉乳中に、人体に有害な程度の多量の亜砒酸を含有するに至つ たのは、本件工場が乳児用調整粉乳を製造するにあたり、安定剤として、前記第二 の一の3の(二)の(3)の(ロ)で説示したB9製剤(本件物質でもあるし、B 3産出物でもある)に四・二%ないし六・三%の多量の砒素を含有していたためで あり、それ以外には原因のなかつたことが明らかである。そうすると、B9製剤は、本件の核心をなす物質であるというべく、しかも、論旨は、B9製剤も取引上 は第二燐酸ソーダの範疇に属する薬剤であると主張するので、まず、B9製剤の化

学上の性質を明らかにする必要がある。 原判決第二章第一の二の3に掲げる各証拠によると、B9製剤の可溶性部分の主 成分の化学式は、2Na.3(PO4, ASO4, VO4)・NaF・18H2O 〔学者によつては、2Na3(PO4, AS4, VO4)・NaF・nH2Oもし くは2Na3(P・As)O4・Na(F・OH)・22H2Oと表示する〕で現 わされ、従来、右物質と同じ化学式で表示せられる物質は、我が国の化学界におい て研究の対象物とされたこともなく、化学上は極めて異例に属する特殊化合物であ り、日本語による命名も困難な物質であつて、燐酸(燐酸と同一資格で砒酸とバナ

したがつて、右に認定した各事実及び前記第二の一の6の各項において認定した各事実に徴すと、B9製剤は、燐酸とナトリウムとを主たる成分とする化合物、すなわち、化学上の第二燐酸ナトリウムとは全く異なる性質の物質であるといわなければならないし、第一もしくは第三燐酸ナトリウムともいえない物質であつて、ことに、第二燐酸ナトリウムの含有量が二・〇%に過ぎない点は、看過し得ないことがらである。 3 「第二燐酸ソーダ」という名称が取引上で用いられる商品名であることは、

- 3 「第二燐酸ソーダ」という名称が取引上で用いられる商品名であることは、 前記第二の一の6の(一)において説示したとおりである。
- (一) 所論の証人D26の各供述記載(三の一二三二、同一二九一)を仔細に検討すると、同証人は、本件物質(B9製剤)は、化学上第二燐酸ナトリウムと異なる物質であるのみならず、本件物質が燐酸ナトリウム分を含んでいるため、たえ清缶剤もしくは洗滌剤としての効能があるからといつて、商取引上においてもこれを第二燐酸ソーダと称することのできないのは、あたかも、サッカリンが砂糖と同様な用途に用いられるからといつて、サッカリンを砂糖と称して売買することが高くないのと同じであるとさえ供述しているのである。然るに、論旨が、同証人が所論のような供述(控訴趣意書八丁表一行目以下)をしていると主張するのは、が所論のような供述(控訴趣意書八丁表一行目以下)をしていると主張するのは、同証人の供述の趣旨を正解しないでなす誤つた議論であるといわなければならない。
- (二) 前記証人D21(六の二七七一)が、所論(控訴趣意書八丁裏五行目以下)のような供述をしていることが認められるが、同証人は、他方、B3産出物は、通常の取引界においては、第二燐酸ソーダとしては通用しないことは判つていた旨供述しているのみならず、さらに、昭和三一年六月一〇日付同証人の供述記載(一の三八九)によると、本件物質を第二燐酸ソーダと呼称することは無理であるとも供述しているのである。
- (三) 前記証人D25 (六の二八〇一)が、所論(控訴趣意書八丁裏一〇行目以下)のような供述をしていることが認められるが、しかし、同証人もまた、B3産出物が取引界で正常な第二燐酸ソーダとして通用しないことは判つていた旨、並びに、右物質が危険であることは予想ざれたので、B22薬品工業株式会社がB17化学工業株式会社に対しB3産出物を売却する際、同会社係員に対し、右物質を食品関係に使用してはならないといつてあつたし、同会社は、右物質を原料として清缶剤を製造したが、これをB39へ納入しただけで、市販はしていない旨供述していることが認められる。
- (四) 前記証人D5の供述記載(一四の六三六四)によると、所論(控訴趣意書八丁裏一三行目以下)のような供述をしていることが認められるけれども、同証人は、他方、本件物質の成分が判明しておれば、これをそのまま第二燐酸ソーダとして普通一般に取引することのできないのは当然であるが、もし本件物質の成分内容を公開した上ならば取引できると供述しているのみならず、同人は、本件物質を第二燐酸ソーダとして流通過程においた人物であるから、自己の責任を免れるためにも、所論のような供述をするのは、むしろ当然のことであるといわなければならない。
- (五) 前記証人D14(六の二五九四)が、論旨指摘(控訴趣意書八丁表一二行目以下)のような供述をしていることは所論のとおりであるが、しかし、同証人も、不純物が使用目的を阻害しなければ、大部分の含有率の成分の名称をもつて、当該物質全部を代表させ得ると供述していることを看過してはならないのである。
- 4 B3産出物が、取引の対象におかれたことは、前記第二の一の3の(二)の(3)の(イ)、(ロ)、(ハ)及び同(4)において説示したとおりであるが、右(3)の(イ)の各取引及び同(4)の各取引のうちB3株式会社、B22薬品

したがつて、原判決が、B9製剤は、化学上の第二燐酸ソーダでないことは勿論、取引上においても第二燐酸ソーダの範疇に属しない薬剤であると判断したのは相当である。然るに検察官が、前記所論(3)のような化学上第二燐酸ソーダでない薬剤が、取引上においては第二燐酸ソーダとして薬品業界に一般に出廻る可能性があつたことを前提として、原判決の前記認定を非難攻撃するのは、失当であるといわなければならない。

三 商取引上において、注文した品物と異なる品物が納入される場合があるとの 論旨について。

1 所論は、その趣旨必ずしも明らかでないが、要するに、工業用第二燐酸ソーダの発注に対しては、第二燐酸ソーダでない薬剤(以下「非第二燐酸ソーダ」と略称する)が納入される危険性があるというに帰着するのである。

〈要旨第三〉2 商取引上において、買主が甲という品物を注文したとき、売主から買主に対し、注文品甲が納入されるのが〈/要旨第三〉普通であるが、往々にして買主の予期に反して注文品甲とは異なるこという品物の納入されてくることも我々の日常生活において経験するところである。多くの場合、すでにその品物の包装もしくは容器自体に乙と表示されているので、買主は直ちに自己が注文した甲品ではことを発見し、注文品と相違するということで、これを返品するか、もしくはことを発見し、注文品と相違するということで、これを返品するか、もしくはことを発見し、注文品と相違するということで、これを返品するか、もしくはことを発見し、注文品と相違するということで、これを返品するか、もしくは容器には甲という標示があるのにかかわらず、内容品は乙品が入つていることも絶無ではないのである。右のような現

象が起るのは、売主の故意による場合もあるだろうし、何らかの原因に基づく、売主側、すなわち、製造業者もしくは販売業者の錯誤による場合もあるのである。この理は、第二燐酸ソーダの売買についてもあてはまるのは当然のことである。そして、右の事柄は、経験則によりこれを首肯し得るところであつて、証拠によつて認定しなければならない事実には属しないことはいうまでもないことであるが、本件においては、次の3の各項において説明するような事情の存したことに徴すると、右危険性は一層大きかつたといわなければならない。

3 (一)前記証人D5 (一四の六五四五以下)、同D10(七の三二三二、三二三三)、同D3(七の三三二九、三三六一)、同D6(二の九六四)、証人D37(B42化学株式会社員、七の三〇三〇、三〇三九)、前記証人D29(七の三二〇八)、証人D38(B43薬品産業株式会社営業部次長、七の三二七七、三二七八)及び同D39(B44薬品株式会社C13出張所店員、一八の八六一五)る各供述記載を綜合すると、工業用第二燐酸ソーダの卸売業者の或る者は、時によると、自己の得意先が製造業者と直接取引をするのを防止するため、製造会社名が第上人が、自己の得意先が製造業者と直接取引をするのを防止するため、製造会社名が第二人が、関連である。本の事実が記められるのである。本の事実が記められるのである。本の事実が記められるのである。本の事実が認められるのである。本の事実が認められるのである。本の事実が記が無印の薬剤を受領にたる。と、調でで記述の表面に内容品と異なる薬剤名を記載する虞もあるといわなければならない。

また、場合によつては、二種以上の薬剤の製造業者が、甲という薬剤を製造したのにかかわらず、乙薬剤名の標示のある容器に右甲薬剤を詰めたり、甲薬剤を詰めた容器やその外装に乙薬剤名の標示をいれることも絶無ではなく〔証人D40(B34工業株式会社常務取締役)の供述記載、七の三四一八参照〕、さらに、同一倉庫内にある多種多様の薬剤の梱包をし直すような際、包装と内容品とを取違えて梱包を行なうようなことも考えられないことではない。〔証人D41(厚生省B46局技官)の供述記載、一一の五一六五参照〕

(二) 現在の経済機構の中では、いかなる商品の製造及び売買取引でも、業者間の競争がますます激化していることは公知の事実であり、これに対処するため、一般の化学工業界においても、生産コストの低下を図つて、できるだけ安い原材料を用いたり、ある物品の製造工程から派生する副生品の有効な利用を考えたり、を用いたり、ある物品の製造工程から派生する副生品の供述(六の二六〇二以下))、登工程の短縮を企図していること〔前記証人D14の供述(六の二五六八以下))、各、世界、は、想像に難くないのであつて、これによって正常な名実の一致した薬る参照〕は、想像に難くないのであつて、これによって正常な名実の一致した薬る参照〕は、想像に難くないのであつて、これによって正常な名実の一致した薬るが、薬品製造業者の数は相当多く、その業態も千差万別であつて、薬品製造業者の数は相当多く、その業態も千差万別であって、薬品製造業者の数は相当多く、その業態も千差万別であって、薬品製造業者の数は相当多く、どうせ工業用薬品に使用されるのだからとは限らないのである。

4 なお、本件と同種事案とはいえないけれども、内容品の薬剤とその標示とが相違していたため、重大な結果を惹起した二、三の事例を、参考までに掲げることとする。

(一) 食品添加物として重曹を販売していたものが、重曹一袋を買いに来た顧客に対し、重曹と誤信して、毒物たる亜砒酸を重曹であると称して販売した結果、顧客において、これを使用して蒸パンを製造し、これをその二男に食せしめたため、同人をして亜砒酸中毒により死亡するに至らしめた事例(昭和二四、一〇、一四、東京高裁判決、高等裁判所刑事判決特報第一号一四三頁参照)。

(二) 患者が、注射剤ぶどう糖カルシウムと思料される二〇CC入アンプル五本在中し、「B47製薬株式会社製ぶどう糖カルシウム」の標示のある紙面一箱を病院に持参し、医師に注射を依頼したのであるが、実は、右紙函中の二本のアンプルはレッテルが貼つてあつてぶどう糖カルシウムであつたが、他の三本にはレッテルがなく点眼薬カルパノールヒョリンクロットであつたのに、医師が、これを紙函に表示されているぶどう糖カルシウムであると誤信して、患者の左腕静脈に注射したため、同患者を死亡するに至らしめた事例(昭和三二、二、二六、福岡高裁判決、高等裁判所刑事判例集一〇巻一号一〇三頁参照)。

(三) 硝酸ストリキニーネの入つた薬袋の表面にフェナセチンと表示されていたため、薬剤師が、これをフェナセチンと誤信し、これを使用して医師の処方筆により鎮静剤を調剤した結果、これを服用した者を、死亡させたり、硝酸ストリキニ

一ネ中毒症に陥らしめた事例(昭和三〇、五、一〇、神戸地方裁判所姫路支部判決 参照、本判決については、昭和三一、七、一八、大阪高裁の控訴審判決が、昭和三 四、九、二二、には最高裁第三小法廷の上告審判決がある)。

5 第二燐酸ソーダの発注に対して、非第二燐酸ソーダの納入される危険性のあることは、前記説示のとおりであるが、第二燐酸ソーダにも他の薬剤と同様、その用途に従い、局方品、試薬及び工業用薬品の区別が存するところ、第二燐酸ソーダの発注に対し、非第二燐酸ソーダの納入される危険性は、右各種の第二燐酸ソーダ全部について、起り得るかどうかを考えてみる必要がある。そこで、まず、第二燐酸ソーダの局方品、試薬及び工業用薬品について検討しなければならない。

(1)局方品 薬事法(昭和二三年七月二九日法律第一九七号)、押収にかかる前記注解第六改 正日本薬局方(証五四号)及び当審(第一二回公判)証人 D 4 3 (香川県 B 4 5 部 正日本楽局力(証五日号)及び日毎、第一日五刊/ 証スしょう(夏川宗しょう)。 I 4課指導係長)の供述によると、我が国においても諸外国と同様明治一九年六月 二五日に日本薬局方(第一版)が制定せられ、爾来数次の改正を重ね、本件発生当 時においては、昭和二六年三月一日に改正された第六改正日本薬局方が施工されて いたのであるが(現在においては、昭和三五年法律第一四五号薬事法第四一条によ る第七改正日本薬局方が施行せられている)、薬局方は、国家が制定した医薬品の 公定書であり、医薬として基礎的に重要性のある時代の代表的医薬品を収載し、 の強度、品質及び純度の基準を定めたものであつて、局方品とは、日本薬局方に収 載せられた医薬品を意味するのである。したがつて、局方品である医薬品の、製造業については厚生大臣の、販売業については都道府県知事の、各登録を受けなけれ ばその営業を行なつてはならないし、製造業者及び販売業者の手許にある薬剤は、 薬事監視員による立入検査の対象とされており、その強度、品質及び純度が日本薬 局方の定める基準に適合しなければならないのであり、そのために製造業者自ら製 品の自家試験を実施しているのであり、局方品の標示には、「日本薬局方」の文 字、日本薬局方に掲げる薬品の名称又はその別名並びに製造業者の氏名及び住所等 を表示しなければならないのであり、薬品の容器もしくは被包には封緘を施してい るのが通例である。右の各事実から考えると、局方品は、医薬品として直接人の生 命及び身体に影響を及ぼすために、製造工程及び販売過程等の各段階において厳重な管理体制の下に置かれているのであつて、容器に封入されている薬品は、容器も しくは被包(容器の外側を包む包装)に表示されているとおりの薬品であること並 びに日本薬局方所定の成分規格を有する薬品であることを、製造業者の責任におい て保証しているものであると解するのを相当とする。

そして、第二燐酸ソーダも日本薬局方に収載されている薬品であり、名称は第二 燐酸ナトりウム(Na2HPO4・7H2O)と称せられて、その成分規格が公定 せられているのである。〔もつとも、現在においては、昭和三六年四月一日厚生省 告示第七六号によつて公布せられた第七改正日本薬局方が施行せられており、それ によると、第二燐酸ソーダは、リン酸水素ナトリウム(Na2HPO4・12H2 O)と称せられ、七分子水のものであつたのが、一二分子水のものに変り、試薬や 工業用のものと同一になつた〕。第二燐酸ソーダの局方品が、前記に説示したよう な各条件を具えた薬品であることはいうまでもない。

なお、封緘の点については、現行薬事法第五八条、薬事法施行規則(昭和三六年二月一日厚生省令第一号)第五九条によると、医薬品の製造業者は、存の製造のの製造業者は、厚生省令の製造業者は、原生者にして、原薬品を、医薬品を収めた容器又は被包に封を施さなければならにはならにより、医薬品を収めた容器又は被包に対を施さなければならには、ことに対しては容器に対緘を施さなければならない。しかし、医薬品のでは、一般の医薬品についてはその旨の規定がない。しかし、医薬品のでは、一般の医薬品についてはその旨の規定がない。しかし、医薬品のでは、の事によると、消費者が安心してに、医薬品の容器に対域がないとすると、消費者が安心してに、医薬品の容器に対域できないできない。並びに日本薬局方通則第四二項及び燐酸ナトリウムは、を使用するよいできないことになっている)、並びに日本薬局方通則第四二項及び燐酸ければのよいできないことになっている)、並びに旧法当時においても現に現行法所定の前記のおいて、現行法と同趣旨であったと解するのが相当である。

(2) 試 薬 当審証人D44(通商産業省I5所I6課長補佐)、同D45(B48連合会及びB49協会書記長)及び同D46(B50協会副理事長、B51化学工業株式会 社代表取締役)の各尋問調書によると、試薬とは、化学教育、試験研究、分析実験及び特殊工業等に使用されるために必要な一定純度を保証し得る特定の規格を標準として、製造販売される薬物の総称であつて、化学試験の結果を数値をもつて現わす場合にも、秤や温度計とともに欠くことのできない度量衡的な薬物であることが認められる。したがつて、その試験結果を正しいものとするために、まず基準となる試薬そのものの規格が正しく、かつ、純度の高いことが厳格に要求されるのである。

右当審証人らの各尋問調書、証人D47(B7化学工業株式会社営業課長、三の一〇六五、一〇六六)、同D48(株式会社D48商店常務取締役、二三の一〇八四一)、前記証人D13(一九の八七八八)、同D4(三の一〇九三)、同D6(二の九六三)、同D18(一七の七六八三)、同D22(一五の七〇八四ないし七〇九六)、同D40(七の三四三〇)及び証人D49(B41化学株式会社顧問、六の二六六七)の各供述記載並びに押収にかかる昭和三二年一二月二日付燐酸ソーダのJIS規格票の送付についてと題する書面(添附のJIS規格票三通を含む、証二三号)を綜合すると、次の各事実が認められる。

試薬が前記のような性質の薬品であるため、試薬製造業者は、不純物の含有量の少ないものの生産に努力しているのであつて、試薬と工業用薬品とでは一般的に製造工程にも精粗の差異がある。この理は、第二燐酸ソーダについても同様であつて、試薬の製造工程は工業用薬品のそれに比して鄭重であつたことが窺われる。

試薬は、その性質上特に、消費者の手に渡るまでに、他の異物が混入しないようにするため、薬剤によつてはその風化もしくは潮解を防ぐため気密容器に入れる等貯蔵についても慎重に配慮せられ、容器には封緘を施す等の措置がとられてたのである。日本工業規格で試薬の規格が定められている薬品については、製造日本工業規格所定の規格を有するかどうかについて、検査を求め、同検査所においては、表規格所定の規格を有するかどうかについて、検査を求め、同検査所においては、本薬品を日本工業規格所定の検査方法によつて検査し、規格に合格し、かつ、検査を求めた業者が希望すれば、当該薬品の各容器毎に封印をしたうえ、検査合格和に、まり、当該薬品のであって、民間ではこれを官封試薬と俗称している。(但し、昭和二の年頃において、業界に官封試薬の第二燐酸ソーダが出廻つていたことを認めるに足る資料はない。)

第二燐酸ソーダの試薬製造業者が第二燐酸ソーダを製造し、もしくは、第一燐酸ソーダの試薬販売業者が第二燐酸ソーダを譲受けたときは、自己の責任において、右各薬品が日本工業規格の試薬の規格に適合するか否かを検査し、もしこれに適合しているときには、当該薬品を容器に入れ、これに封をし、その容器及び被包に、第二燐酸ソーダ、試薬特級もしくは一級並びに製造業者名(卸売業者が自家試験を実施したうえ、第二燐酸ソーダの試薬を販売するときは、自ら製造したものとして表示するのが通例のようである)を表示したうえ販売するのである。もし、右製造は、右の外、前記説示のような表示をするのである。

以上の各事実が認められるのであつて、右各事実に徴すると、第二燐酸ソーダの 試薬は、後記説示の工業用第二燐酸ソーダに比して、純度が高く、最少限或る一定 の成分規格の基準に適合している薬品であつて、取引されるとき、ことに消費者の手に渡るときには、必ず第二燐酸ソーダの試薬特級もしくは一級である旨並びに製造業者の氏名の標示があり、かつ、当該薬品が間違いなく第二燐酸ソーダであること並びに実質的には日本工業規格「リン酸ニナトリウム(結晶)(試薬)」の規格に適合することを、製造業者の責任において保証しているものであると認めるのが相当である。被告人A2は当審第一一回公判期日において、試薬には必ずしも試薬の標示があるとは限らない旨の供述をしているが、右供述は、前掲各証拠に照してたやすく信用できない。

なお、押収にかかるH 1 中毒事件と題する写真綴一冊(証一一五号)中の三三頁の写真によると、B 7 化学工業株式会社製造にかかる第二燐酸ソーダの試薬一級品についても、「日本工業規格試薬一級第二燐酸曹達」の標示がなされていることが認められる。

(3) 工業用薬品

していなかつたと認めるのが相当である。 〈要旨第三〉(二) 前記に説示した第二燐酸ソーダの発注に対し、非第二燐酸ソーダの納入ざれる危険発生の原因となる事情〈/要旨第三〉並びに第二燐酸ソーダの局方品、試薬及び工業用薬品の性格等を、彼此照し合わせて考察すると、第二燐酸ソーダの発注に対し、非第二燐酸ソーダの納入される虞れのあるのは、工業用第二燐酸ソーダの場合(但し、後記第二の五の2の(二)の(1)の(ハ)記載の第二燐酸ソーダ並びに第二の五の2の(二)の(1)の(ハ)記載の規格を指定した第二燐酸ソーダ(特別注文)の発注に対しては、非第二燐酸ソーダの納入される危険性は、まず考えられないと認めるのが相当である。もとより、概念的には、局方品及び試薬等の第二燐酸ソーダの発注に対しても、非第二燐酸ソーダの納入される危険のあることも、機酸ソーダの発注に対しても、非第二燐酸ソーダの納入される危険のあることも、ためとはいえないであろうが、しかし、その蓋然性は極めて低く、殆んどないといて支障はないであろう。

なお、原審検察官は、弁護人の求釈明に対し、工業用第二燐酸ソーダの意義について、(a)日本薬局方に収載されているもの、(b)医薬品集に収録されているもの、(c)試薬と称するもの、(d)日本工業標準規格のもの以外の第二燐酸ソーダであると釈明しているのであるが(一の一五三)、工業用第二燐酸ソーダ・ローダであると釈明しているのであるが(一の一五三)、工業用第二燐酸ソーダ・ローガーのとおり昭和三〇年四月二六日であつたのであるから、B9製剤が最初に納入せられた同年同月一三百頃に日本工業規格品の工業用第二燐酸ソーダが薬品業界に出廻つていたとしても、右(d)のものが果して右(a)(c) としていたのであるし、右(b)についての保証があるからを除外しなかつたのであるし、右(b)については、医薬品用の第二燐酸ソーダは、右(a)として収載されていたのである。(b)としては収録ざれていなかつた筈であるから、右(b)のものは論外として以り上げなかつたのである。

6 ところで、後記第三の三の1において説示するように、本件工場の従業員らは、B2に対し、前後一三回に亘り、工業用第二燐酸ソーダを注文したのであるが、これに対して、B2から、前記第二の一の3の(二)の(3)の(ロ)記載のとおり三回に亘り、非第二燐酸ソーダであるB9製剤が納入ざれたのであつて、正

- 1 工業用第二燐酸ソーダの発注に対し、非第二燐酸ソーダが納入され、本件工場の従業員らが、乳児用調整粉乳を製造するにあたり、非第二燐酸ソーダを原料牛乳に添加使用するに至る客観的危険性の存したことは、前記第二の三の各項において説示したとおりである。しかし、たとえ、右のような客観的危険性が存したとしても、食品製造の業務に従事する被告人らの立場において、右危険の予見が不可能であるときには、被告人らに刑事上の過失責任を問擬し得ないことは明らかであるから、右のような危険な結果の発生について予見が可能であつたかどうかを検討しなければならない。
- 2 右予見が可能であつたかどうかを検討するにあたり、果して、第二燐酸ソーダの製造業者及び販売業者、右薬品を食品に添加使用していた食品製造業者並びにその他の者が、食品添加物として使用される第二燐酸ソーダを、いかに理解し、認識していたかは、これを看過し得ない事柄であるといわなければならない。
- (一) (1) 前記証人D4(三の一〇九六、一〇九七)は、原審第五回公判期日において、検察官から尋問を受けた際、問「第二燐酸ソーダをあらゆる食品の原料として使う場合、どんな規格のものを使うのが適当ですか。」答「なるべくなら工業用でないものがよいのです。試薬や局方品がよいのです。」問「何故そんなことがいえるのですか。」答「燐酸ソーダでなくても、食品に薬品を使うときは、そんなものを使つている場合が多いのでそういえるのです。」問「工業用を使えば悪い理由があるのですか。」答「工業用でも燐酸ソーダに関する限り、危険があるということは思えません。」問「それならば、なるべくということはいえないのです。」と供述している。
- はありませんか。」答「いえないのです。」と供述している。 (2) 前記証人D7(六の二七五〇、二七五一)は、「B53製菓から当初第 二燐酸ソーダの注文を受けたときは、注文者から特別の規格を示されたので、それ に応じて作つている。」旨供述している。 (3) 前記証人D10(七の三二三七、三二三八、三二四二、三二四三)は、
- (3) 前記証人D10(七の三二三七、三二三八、三二四二、三二四三)は、「取引先から第二燐酸ソーダの注文を受ける際、工業用もしくは試薬と指定してくることもあるが、漠然と第二燐酸ソーダといつてきたときには、その用途を聞き、食品系統に使用する場合であれば試薬でないといけないという。來雑物が少ないので安全だから試薬を売る。B54化工及びB55商店へ、ふくらし粉用として第一燐酸カルシウムを販売しているが、ふくらし粉にするから無砒素の第一燐酸カルシウムをして注文があり、無砒素燐酸を原料にして炭酸カルシウムをまぜて第一燐酸カルシウムを製造している。」との供述をしている。
- (4) 前記証人D6(二の九七〇ないし九七四)は、検察官の主尋問に対しては、「局方、試薬以外の第二燐酸ソーダが食品の加工にあたり添加使用されたということは聞いていない。人体に直接作用する薬品、食料品の原料として第二燐酸ソーダを使用するときは、法規に照らして、局方、試薬を使うべきである。まず第一に局方品を使うべきである。食品添加物として局方、試薬以外の第二燐酸ソーダを使うときは、分析したうえで信頼性を得てから使うべきである。」との趣旨の供述をしているのであるが、弁護人らの反対尋問に対しては、「B7化学で製造した第一人であるならば、工業用第二燐酸ソーダでも、砒素の含有量が少ないから、食品添加物として使用しても危険はない。」との趣旨の供述をしているのである。」
- (5) 前記証人D29(七の三二二〇)は、「食品加工に使用するといつて第二燐酸ソーダの注文を受けたときは、局方、試薬一級ないし特級を購入するようにすすめている。」旨の供述をしている。

- (3) 前記証人D41(一一の五一四九以下)は、「厚生省においては、目的物以外の不純物の混入を避け、又は偽贋造品防止のため、局方もしくは試薬一級以上のものを使用するよう、かなり古くから指導しており、業者はそのことを知つている筈であり、食品会社によつては、局方品のない薬品等については、食品添加薬品の自社規格を定めているところもある。」旨の供述をしている。
- (三) (1) 前記証人D17(一九の八九一八以下)は、「株式会社B18においては、プレンソーダを製造するとき、ミネラルとして第二燐酸ソーダを添加使用しているが、社内で薬品類購買規格を作つており、第二燐酸ソーダは試薬特級(後に一級に変更された)を購入している。」旨の供述をしている。
- (後に一級に変更された)を購入している。」旨の供述をしている。 (2) 前記証人D18(一七の七六八六以下)は、「私どもは食品関係で働いており、食品製造の責任者であるので、常識として、添加物としては局方を使うものと思つていた。」旨の供述をしている。なお、同証人は、工業用第二燐酸ソーダがあることは知らなかつた旨供述しているけれども、右供述は、同人の学歴及び職業歴等に照して、にわかに信用できない。
- (3) 前記証人D19(二〇の九五〇〇以下)は、「牛乳に中和剤として工業用第二燐酸ソーダを使用するのは感心しない。工業用第二燐酸ソーダは一応権威がなく規格がないから。大した量使うんでないから、こちらでも分析する設備もないし、する意思もないので。気楽に使えるからである。」旨供述している。
- (四) (1) 証人D51(本件工場濃縮係責任者、二五の一一六九九)は、「私は、食品衛生に使うものだから、当然これは、試薬か局方であると自分自身も思つていた。」旨の供述をしている。
- (2) 証人D52(徳島県衛生研究所技術吏員、元本件工場受乳係、一八の八五三一以下)は、「私は、本件工場の試験係D53が当初B57器械店から第二燐酸ソーダを購入したとき、同人に対し、買うなら試薬の特級か一級を買えと忠告したことがある。」旨供述している。
- (3) 証人D54(B1乳業株式会社技術部長)の各供述記載(一七の七六九四、七七三三、二〇の九三〇四)、被告人A2の原審第六一回公判期日における供述記載(三八の一六九二一以下、ことに一六九五二)及び押収にかかる証六二号の一ないし六の各書面を綜合すると、B1乳業株式会社本社においては、傘下各工場に対し、絶えず、品質が向上し、かつ、衛生的にも無害な製品が製造されるよう注意を喚起し、ことに、牛乳中に工業用苛性ソーダを使用する乱暴さはどうしても避けねばならぬと警告し、食品に添加する薬品は、まず局方品を使用すべきであり、やむを得ないときは試薬一級をもつてこれにかえることができる旨指導し、もつて、原料及び添加物の選択には極めて慎重であるべきことを期待していたことが窺われる。

なお、右の点について、右証人D54(二〇の九三六六以下)は、B1乳業株式会社が、原料牛乳に安定剤として添加する第二燐酸ソーダは、局方品もしくは試薬ー級を使用すべきであるとの基本方針をとつているのは、工業用第二燐酸ソーダある、供述するので、按ずるに、なるほど、原料牛乳に第二燐酸ソーダを添加使用する。と、局方品もしくは試薬を選ぶことが、製品の品質向上に役立つことはいうまで、ないが、もし、品質向上のためだけならば、試薬一級の方が局方品よりも利きであるいが、もし、品質向上のためだけならば、試薬一級が満にませ、自己によりも入手の容易であった試薬一級だけを使用することにすればよい筈であるのにかかわらず、まず局方品を使用すべきであるとしていること、並びに第二燐酸ソーダの局方品、試薬及び工業用薬品を比較したとき、食品製

造業者が最も安心して使用できるのは局方品であることも否めない事実であること等に徴すると、B1乳業株式会社の本社が、第二燐酸ソーダの如き薬品を牛乳に添加使用する場合には、まず局方品を選ぶべきであり、場合によつては試薬一級をもつてこれに代えることができるとしているのは、薬品製造業者の工業用第二燐酸ソーダについての保証の程度が薄弱であることをも慮ばかつての措置であると解するのが相当である。

(五) 元来、その薬品が、局方品もしくは試薬であろうと、工業用薬品であると、それが第二燐酸ソーダである限り、人体に有害な程度の毒物を含有しての各項において詳細説示したとおりであり、第二のの各項において詳細説示したとおがら、なおかつ、第二次を食品に添加するには、局方品もしくは試薬を使用すべきであると、また、自身が前記説示のような趣旨をも含めて、局方品もしるとは試薬を使用するのは不見識であると、局方品もしていたことであると、一ダであることの明確な保証のない場合もあり得るから、非第二燐酸ソーダであることの明確な保証のない場合もありには、必ずとして使用することを防止するため、工業用第二燐酸ソーダの如きもの食品添加物として使用することを防止するため、工業用第二燐酸ソーダの如きもの食品添加物として使用することを防止するため、工業用第二燐酸ソーダの如きものを、何らの確認検査をもすることを防止するため、工業用まに対してあると考えていたことがおり

三 (一) 我々は、日常生活において、有毒物を含んでいるかも判らないというような不安感のある食物を摂取する筈はない。本来、食品として製造され販売されている物は、外観に異状さえなければ、何らの不安もなくこれを飲食するであろう。ところが、もともと、食品として製造された物ではなく、他の用途のため製造された物については、学理的にはこれを飲食しても無害であるとされていても、我々は、その製造の由来や流通の過程を確かめない限り、これを飲食するには躊躇を感ずるであろう。この不安感こそまさに前記にいう危険の予見なのである。

(二) 右の理は、本件の場合にもあてはまる事柄である。元来、食品の製造加工にあたつては、有毒な添加物を使用する筈はないのであるから、もし第二燐酸ソーダが元来人体に有害な物質であるというのであつたならばこれを使用するというが如きは論外のことであつて、要は本来無害であるとされている物質を添加使用するにあたり、それに何等かの事情によつて含有されているかも判らない有害物をいかにして防止するかにあるのであつて、その物質の添加使用につき些かでも不安感が伴う以上、そのままではもはやこれを使用してはならないのである。(2) 食品の製造、加工にあたり、添加物として使用される薬品が相当多数に

していないことが窺われるのである。 (3) 前記のように、本来、食品添加用として製造され市販されている物質 は、特段の事情、すなわち、外観上異状のあることが直ちに判明するような物質も しくは信用のできないメーカーが製造した物であるような事情のない限り、食品製 造(加工)業者は何らの不安なくこれを使用するのである。蓋し、それは、食品製

くは試薬一級等を購入していないらしいのであるが、右各薬品はいずれも本来の目的がB58製造のため使用される薬品であるために、必ずしも局方品や試薬を使用

造(加工)業者において、右のよらな物質は、その製造業者及び現実にその製造業務に従事する者も、それが食品に添加されることを意識して、主原料もしくは副原料の選択に留意し、場合によつてはその無害検査を実施したうえこれを製造していること、並びに販売に従事する者もその積りで販売しているものであることを認力しているからに外ならないのである。したがつて、右物質は、食品に添加しているからに外ならないのであって、食品製造(加工)業者が、これを食品に添加使用するにあたり、何らの不安感も抱くことなく、化学的検査を実施しいのは至極当然のことである。このことは、恰も本件工場において製造された乳児用調整粉乳を、何らの不安感も抱かないで飲用に供した多くの消費者の心境と全てあると考えて表す。

薬品であるかも詳らかでないわけであつて、そのような薬品にはいかなる毒物を含有しているかも判らないことは想像に難くないからである。

もつとも、当審証人D43の供述によると、B9製剤は、昭和三〇年当時施行されていた毒物及び劇物取締法(昭和二五年一二月二八日法律第三〇三号)別表またの八号所定の「砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有すると解すると解するというべく、したがつて、同法第二条第一項にいう毒物に該当すると解すると解するというる。なお、証人D57(元厚生省I11部長)の尋問調書(二六の一二の当時であると、本件発生当時厚生省薬務局は、右B9製剤と同一性質の物質であるとによると、本件発生当時厚生省薬務局は、右B9製剤と同一性質の物質であるによると、内型であるによるというであるないとの見解をとっていたことが窺われる。というであるないの見解をとっているは、本件工場にあるとは、B9製剤がよりにも清金によって明らかであるが、記録によると、B9製剤がよりにも清金によってならば使用できたのであり、使用方法によってならば使用できたのであり、使用方法によっているとに、前記危険の予見が不可能になるとはいえない。

五本件工場従業員らの業務上の注意義務。

1 以上各項において説示したように、本件工場の従業員らは、B2に対し、正常な工業用第二燐酸ソーダを発注したのに、三回に亘り、非第二燐酸ソーダであるB9製剤が納入され、右薬剤には多量の砒素を含有していたのにかかわらず、その事実を知らないでこれを原料牛乳に添加使用するに至り、人体に有害な程度の砒素を含有する乳児用調整粉乳を製造するに至つたこと、工業用第二燐酸ソーダの発注に対しては非第二燐酸ソーダが納入されこれを使用するに至る危険性があつたことがしては非第二燐酸ソーダが納入されこれを使用するに至る危険性があつたことがいてあるが、果してそうだとすると、本件工場の従業員らは、いかなる措置を講ずれば、B9製剤の原料によって添加使用を防止し得たかを検討しなければならない。

(2) ところで、検察官は、被告人らの業務上注意義務の内容として、公訴事

実で、「局方品、試薬品など成分規格の明らかな薬剤を指定して注文し、或いは製造元・製造過程・仕入経路等を調査し、成分の分析表を添附ざせるべきである。と主張しているのである。局方品については問題がない。試薬については、特との区別のあることは前記第二の三の5の(一)の(2)の項で説示したとおりであるが、工業用第二燐酸ソーダの発注に対し非第二燐酸ソーダの入荷を避けると別に差異があるとはおるに、試薬の特級であろうと一級であろうと別に差異があるとはわれないから、特級まで注文する必要はなく、一級で足ると認めるを相当とする。要けないから、特級まで注文する必要はなく、一級で足ると認めるを相当とするよりないから、特別主文をするのが最も適切な方法で特別注文をするのが最も適切な方法であるというべきである。

〈要旨第六〉(三) (1) 右の外考えられる方法は、本件工場の従業員らが、前記(二)の(1)に記載した規格品以外の第二燐酸ソー〈/要旨第六〉ダを、原料牛乳に添加使用する前、各容器毎に、それが間違いなく第二燐酸ソーダであるかどうかを確認するため、適切な化学的検査を実施するということであろう。

ところで、右にいう適切な化学的検査の実施については、本件工場の検 査設備及び検査についての態度を検討する必要がある。前記証人D54(七の七六 九四)、証人D53(元木件工場試験係責任者、一八の八三三四)及び同D58 (本件工場試験係責任者、一六の七三九六)の各尋問調書、並びに当審第一一回公 判期日における被告人A2の供述を綜合すると、次の各事実が認められる。すなわち、B1乳業株式会社本社においては、技術部(研究、工務、検査の三課)があり、昭和二九年九月頃からは右D54が技術部長となり、同人の指揮監督下で、検 査課において、製品ことに乳児用調整粉乳については、前記各工場で生産したもの のうち、一口ット(一パッチ)毎に一缶宛取寄せ、水分、脂肪分、バクテリア及び ビタミン等の微量成分その他各種の詳細な検査を実施していたけれども、元来食品 に有毒物を添加する筈がないことを理由として、製品の毒物検査は全く実施していなかつたのである。各工場とも共通に使用する副原料等で本社において購入するもののうち、必要があるものについては、検査課で検査をしたうえ各工場に送付していた。第二燐酸ソーダについては、局方品もしくは試薬を使用するのが建削である。 ので、検査課においてこれを検査するようなことはしていなかつたのである。本件 工場においては、製造課に試験係が設けられており、昭和二五年五月頃から昭和二 八年四月一五日頃までは、D53(K1大学K2学部卒業)が、同年同月二八日頃 以降はD58(K3専門学校K4学科卒業)が、それぞれ試験係責任者として勤務しており、右各責任者の下に少ないときは一名多いときは三名の補助事務員が配置されていたのであり、製造課長である被告人A2の指揮監督下にあり、物的施設の 面においても、各種検査ことに化学的検査に必要な器具、道具類も一応設備されて いたことが窺われる。右試験係は、本社技術部検査課の規模を小さくしたようなも ので、原料牛乳の細菌検査及び成分検査並びに製品ことに乳児用調整粉乳の成分、 内容量及び細菌等の各検査は、いずれも相当精密に行なわれていたようであるが、 副原料については、検査を行なつていたものもあるけれども、全部について丹念に 検査をするというわけではなく、ことに毒物検査についてはこれを実行していなか

つたし、第二燐酸ソーダについては殆んど検査を行なつていなかつた。もつとも、 毒物検査については、元来食品に有毒物を添加する筈がないのであるから、無害な ものを選択して使用する以上、これを実施しないのは寧ろ当然のことというべきで あろう。

(3) さて、前記第二の二の2項において説示したとおり、B9製剤の性質が 化学上第二燐酸ソーダと著しく性質を異にする物質であること、当審における鑑定 人D59(K5大学教授)及び同D60(I7大学教授)の各鑑定の結果と当審証 人D59(第七回公判)及び同D60(第八回公判及び第九回公判)の各供述とを 綜合して認められるとおり、或る一定の化学的検査を実施すれば、B9製剤と第二 燐酸ソーダとの識別は可能であつたこと並びに右に認定したように、本件工場にお いては一応化学的検査を実施し得る検査機関を有していたこと等に徴すると、被告 人A2が、B9製剤を原料牛乳に添加使用する前、本件工場の試験係をして、 製剤が第二燐酸ソーダであるか否かを確かめるために、適切な化学的検査を実施さ せていさえずれば、その目的を達し得たことが窺われる。そうすると、右化学的検査の実施によって、B9製剤の使用は一応防止し得たというべきである。ところ で、右両鑑定人の鑑定の結果は、必ずしも一致せず、D59鑑定人は、B9製剤と 燐酸ソーダとの識別は相当困難であつたとするに対し、D60鑑定人は、右両 者の識別は容易であつたとするのであるが、いずれにしても識別が不能であるとい うことではない。右両鑑定人の各鑑定の結果及び右両証人の各供述を仔細に検討す るに、D59鑑定人の鑑定の結果は、やや慎重に失する嫌いがあるし、D60鑑定 人の鑑定の結果は、或る程度割り切り過ぎた憾みがないではない。

〈要旨第六〉(四) (1) 以上説示したところによつて明らかなように、本件工場の従業員らは、乳児用調整粉乳を製造するに〈/要旨第六〉あたり、原料牛乳に安定剤として第二燐酸ソーダを添加使用するときには、B9製剤の如き非第二燐酸ソーダの使用を避けるため、まず第一に前記(二)の(1)に記載したような規格品を発注購入して使用すべき業務上の注意義務があつたのであり、右注意義務に違反して規格品外の工業用第二燐酸ソーダを使用するときには、B9製剤使用防止のために、使用前前記(三)の(1)に記載した適切な化学的検査を実施すべき業務上の注意義務があつたと解するを相当とする。

の (1) で (1) で (2) が (2) が (3) で (4) で (5) に (5) に (6) に (6) に (6) に (7) に (7) に (7) に (8) に (8)

(五) 本件工場の従業員らに規格品発注(使用)義務及び化学的検査義務のあったことは、前記説示のとおりであるが、本件工場の従業員らが第二燐酸ソーダーを原料牛乳に添加使用した最終日とされている昭和三〇年八月二三日以前におい

て、右の点に関する食品衛生法による規制はどうであつたかを検討することとする。食品添加物についての同法の取締規定は、同法四条二号、六条及び七条等であるところ、右各法条は、本件発生の前後を通じて同一であつて、何ら変更せられていないのである。

前記証人D41(六の二五三八、九の四一一九、一一の五〇五八)、同楠木正康(二六の一二四〇〇)及び証人D61(厚生技官、厚生省環境衛生局I12課勤務、二六の一二五六八)並びに押収にかかる「食品に添加する化学薬品の規格に関する通牒の写送付について」と題する書面中、「飲食物に添加する石灰類の取扱について」、「中華麺製造に使用するかん水の取扱について」、「豆腐製造に使用する硫酸カルシウムについて」、「食品衛生法施行規則及び告示の改正について」とそれぞれ題する各書面(証六五号の一ないし四)を総合すると次の各事実が認められる。

すなわち、乳製品に混和する添加物は、同法六条に規定する化学的合成品及び調整粉乳における厚生大臣の承認を受けた微量栄養素以外は、人体に有害でない限り、特に規格基準は制定されていなかつたのである。本件発生以前においては、乳製品製造等についての取締の立場にあつた厚生省当局は、同法六条にいわゆる化学的合成品は、化学的手段によつて新しい物質を作り、もしくは新しい物質に変化(分解以外の一切の化学変化)させてできた物質であるとし、第二燐酸ソーダは、ビタミンB1、砂糖、食塩等と同様に天然物であると解していため、右の化学的合成品には該当しないと解釈していたのである。したがつて、第二燐酸ソーダを食品に添加するについては、取締法規上は局方品等の規格品を使用すべきことを命じた規定はなかつたのである。

ところが、本件発生直後である昭和三〇年八月三〇日厚生省令第一五号をもつて、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二六年一二月二七日厚生省令第五二号)の一部を改正して、乳製品のうち、無糖練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、加糖粉乳及び調整粉乳には、薬事法による公定書に収載されている医薬品であつて公定書に定める基準に適合したもの、または厚生大臣の承認したもの以外のものは、添加物として使用してはならないと定めたのであつて、その後においては、第二燐酸ソーダ等も同法六条の化学的合成品に該当するとの立場をとるに至つたのである。右省令の改正は、従来の取締法規の不備の点を整備したものであるというべきであろう。

のであるというべきであろう。 同法六条によれば、化学的合成品である以上、人の健康を害う虞のない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、これを食品添加物としては使用できる成分をあるが、第二燐酸ソーダを化学的合成品と解しない限りは、厚生省令による成分規格の制定の行なわれることはなかつた筈であり、また、第二燐酸ソーダが同法四条二号本文にいわゆる有毒な又は有害な物質が含まれもしくは附着しているものと解せられない以上は、同条による使用等の禁止の対象にもならないといわなければならない。しかし、第二燐酸ソーダが天然に存在する物質であるとしても、現実に出廻つている第二燐酸ソーダは化学的に製造されるのであるから、化学的合成品を右のように解釈することについては、疑問がないわけではないのであるが、勘なくとも本件発生以前においては、厚生省当局は右のように解釈していたこが窺われるのである。

 厚生省当局が乳製品製造業者の良識に期待していたことを、法によつて規制したとも見られないことはないのである。

本件工場の従業員らが、B9製剤を原料牛乳に添加使用した当時においては、食品衛生法によつては、規格品を使用すべきことを義務づけられていなかつたことは、前記説示によつて明らかであるが、しかし、そうであるからといつて直ちに規格品発注(使用)義務がなかつたと速断することはできない。本件工場の従業員らは、行政上の取締規則に従つていたというだけでは、業務上の一切の注意義務を尽したものということはできない。(大正三年四月一六日大審院判決、刑録二〇輯五七四頁、同年四月二四日大審院判決、刑録二〇輯六一九頁、昭和三二年一二月一七日最高裁第三小法廷決定、最高裁判例集一一卷一三号三二四六頁各参照)。

3 (一) 或いは、稀にしか発生しない過誤、すなわち、工業用第二燐酸ソーダの発注に対しては非第二燐酸ソーダが納入されるかも判らないというような表で予想して、本件工場の従業員らに規格品使用義務を課したり、化学的検査義務があるとするのは、失当であるという議論も考えられないことはない。工業用第二燐酸ソーダの発注に対し非第二燐酸ソーダの納入されるというような危険は常に発生することでないことはいうまでもないが、しかし、極めて稀にしか発生しないとであると言いきれるものではなく、往々発生するものであることはずでに説示ととであると言いきれるものではなく、往々発生するものであることはが稀にしかとところによって明らかである。論者のいうように、かりに、右危険が稀にしかとしないものであるとしても、その予見が可能である以上、食品製造業者が右危険を無視してよいかどうかは問題である。

(一) (1) なお、本件公訴事実中には、「人体に有害な物質の混入を完全に抑止すべき業務上の注意義務がある」と記載されており、その解釈をめぐり、原審において釈明が繰返されたのみならず、当審においても訴因に関連して検察官から意見が述べられているので、右の点について当裁判所の見解を明らかにしておくことも無意義ではない。

(2) 食品は、人間が医薬として摂取するもの以外の、すべての飲食物のこと

であつて(食品衛生法二条一項参照)、人間が生きてゆくため、日常絶対不可欠のものであり、生命維持の要素をなすものであるから、必ず適当な栄養価値を存するとともに、人の生命、身体、健康に危害を及ぼすようなものであってはならないのもしたならば、人体に有害な程度の毒物を含有していたり、病原微生物によいた。で優れた食品であつても、そのような食品は、もはや食品としての存在価値がに優れた食品であつても、そのような食品は、もはや食品としての存在価値がに、その存在を許してはならないのである。したがつては、その食品の製造、加工にあたつては、その食品の質に変更ない。というないであるだけでなく、絶えず、食品の原材料、添加物、器具及び容器の衛生面に留意し、飲食物の変質、汚染及び有毒物の混入を防止し、ないるとの衛生面に留意し、飲食物の変質、汚染及び有毒物の混入を防止し、なければない。というないことである。

しかし、このような抽象的注意義務は、一般家庭の主婦が食物を調理するにあたっても用いなければならない注意義務と同一であるというべきである。さらに、有害物混入防止義務という点だけから考えると、このような義務は、食品業者を設定したがでなく、一般人も負担している義務であるというべく、過失犯に特有なものでなく、故意犯にも共通することであつて、もし意に食品に有害物を混入して人に致死傷の結果を発生させれば殺人罪もしくは傷害罪を構成するのであり、過失によつて食品に有害物を混入させて人に致死傷の結果を与えれば過失致死傷罪を構成するのである。したがつて、食品製造業者の業務と多数死傷罪の責任の有無を論ずるにあたつて、右抽象的な有害物混入防止義務と治ればならない。

(3) およそ、業務上過失致死傷罪における業務上の注意義務は、被告人ら が、具体的に、いかなる作為をなすべきであつたか、もしくはいかなる作為を避止 すべきであつたのにこれを避止しなかつたかという形で取上げられるのである。本 件で問題になつているのは、第二燐酸ソーダの添加使用によつて、乳児用調整粉乳 中に人体に有害な程度の砒素(毒物)を含有するに至つたことを防止するために、 被告人らが、具体的に、いかなる作為をなすべきであつたか、もしくはいかなる作 為を避止すべきであつたかということが、本件業務上過失致死傷罪におけるいわゆ る業務上注意義務の内容なのである。すなわち、検察官の主張する規格品発注(使 用)義務及び化学的検査義務が、まさに右本件業務上注意義務に該当するのであ る。言葉を換えていうならば、有害物混入を防止する目的のために、規格品発注 (使用) とか化学的検査という業務上の注意義務が要求されるのである。もし、食 品製造(加工)業者は、一切の有害物混入防止義務があるから、右具体的な各注意 義務があるというよらなことがいえるとすると、それは、自動車の運転者は、交通 事故の発生を防止すべき注意義務があるから、徐行義務があつたというのと変りは ないことになるであろう。右徐行の注意義務は、例えば、当該場所が小学校の校門 前であり学童の下校持であつたから、学童が何時飛び出してくるかも判らないとい う状況にあつたということを基本事実として発生するのであつて、一般的、抽象的 な交通事故防止義務を直接原因として発生するのもではない。本件でも、検察官の主張する「工業用第二燐酸ソーダとして取引される薬剤」中には、検察官主張のよ うな理由で有害物を含有しているかも判らないということを、注意義務発生の基本 事実として、規格品発注(使用)義務や化学的検査義務が具体的に発生するのであ つて、抽象的、一般的な一切の有害物混入防止義務の存在することを直接的な基本 事実として、右具体的な各注意義務が発生するのではない。

が、公訴事実中に、恰も一切の有害物混入防止義務が本件の業務上注意義務であるとなし、これが基本事実となって、規格品発注義務や化学的を表務が発生するかのような記載をしているのは妥当でなく、却つて無用な計算のものではなく、がはないにである。しかし、前記第一に掲げた本件公訴事実によるといた原因となったわけである。しかし、前記第一に掲げた本件公訴事実による人体に有害な砒素その他の物質を多量に含有する粗悪品のある場合もあるから」というではなるといるから、本件訴因の明示としては要件を充足しているから、本件訴因の明示としては要件を充足しているさきであるされているから、本件訴因の明示としては要件を充足していき業務上の言義といるがある」と記載したところで、その一切の有害物混入防止義務たるからといって、程度の意義しか有しないのであるから、右のような記載があるからといって、

直ちに訴因の特定を欠くに至るとは考えられず、したがつて、公訴提起の手続が無効であるといえないことはいうまでもない。

六 これを要するに、検察官の主張する前記第二の一の1及び同二の1の(一) ないし(三)記載のような理由によつては論旨の採用できないことは、前記第二の -及び二の各項において詳細に説示したところによつて明らかである。しかし、本 件工場の従業員らにおいて、工業用第二燐酸ソーダを発注するきとには非第二燐酸 ソーダが納入され、これを原料牛乳に添加使用する虞があり、しかもその予見が可 能であつたから、本件工場の従業員らには規格品発注義務があると認めるのを相当 とすべきことは前記第二の三ないし五の各項で詳細に説示したとおりである。然る に、原判決は、第二章第三の四の2の項において、第二燐酸ソーダの発注に対し非 第二燐酸ソーダの納入ざれる虞のあることを一応肯定しながら、この点については 明確な判断を示していない。しかし、原判決が規格品発注義務の存否について判示 した判文の全趣旨に徴すると、右のような場合には客観的に到底予見が不可能であ つたと判断したものであると認めざるを得ない。もつとも、この点に関する原判決の判断の論理には一貫しないものがあることは、後記第四の五の項において説示するとおりである。そして、原判決は、第二章第三の五の項において、本件工場の従業員らが、B2から第二燐酸ソーダを購入しようとする際には、「第二燐酸ソーダを増入してきません。 を納入してもらいたい。」といつて注文する以上、それに付け加えて、人体に有害 な粗悪品の入荷を防止するため、規格品を発注すべき業務上の注意義務が注文者側 にあるとは、こと亜砒酸による傷害という点に関する限り、到底考えることのでき ないところである、と判断して、本件工場の従業員らの規格品発注義務を否定した のである。してみると、原判決は、事実を誤認し、ひいて法令の解釈を誤つた違法 があるといわなければならない。

第三 控訴趣意第二点(控訴趣意補充書第一の二)について。

三原判決の立場、すなわち、本件工場の従業員らが、B2から第二燐酸ソーダを購入しようとする際、規格品を指定して注文すべき業務上の注意義務はないとの考え方に立つときは、その注文の仕方がどうであつたかを検討することは、被告しるの本件過失責任の有無を判断するにつき無意味であることは、原判決が説示するとおりである。しかし、本件工場の従業員らに、第二燐酸ソーダを原料牛乳に添加使用する際、規格品を発注購入して使用すべき業務上の注意義務のあることは、前記第二の五の各項において説示したとおりであるから、本件工場従業員らのB2に対する第二燐酸ソーダの注文の仕方は、原判決のいうように無意義なことであるといわなければならない。よつて、記録を精査し、以下順次検討することとする。

下順次検討することとする。 三 1 原判決第二章第一の二の2の(二)掲記の各証拠を綜合すると、次の各事実が認められる。すなわち、本件工場が、乳児用調整粉乳の製造にあたり、安定剤として第二燐酸ソーダを本格的に添加使用するようになつたのは昭和二八年四月以降であるが、本件工場からB2に対する第一回目の第二燐酸ソーダ発注の経緯は、同年同月上旬頃、被告人A2が製造課副主任D62に第二燐酸ソーダラの購入方を命じ、同人は事務課資材係D23にこれを伝達し、同人はB2の外交員D63とB2の社長D22に交渉し、第二燐酸ソーダ三五瓩入りの木箱二個を注文して第一回目の取引が行なわれるようになり、第二回目以降の取引については、被告人A2の指示により、右D23からB2のD22社長もしくは店員に対し、電話により、 「第二燐酸ソーダ木箱入り二箱を納入して貰いたい」という旨を伝えて第二燐酸ソーダの発注をし、その結果、本件工場とB2との間には、原判決添附の別表第四記載のとおり、昭和二八年四月一一日頃から同三〇年七月二六日頃までの間、前後一三回に亘り、同表記載の数量の薬剤が同表記載の代金で売買されたのであるが、第一回目ないし第九回目及び第一二回目の各取引は、いずれもB7化学工業株式会社製造にかかる正常な工業用第二燐酸ソーダ(以下正常薬剤と略称する。原判決五〇分裏九行目参照)であつたけれども、第一〇回目である昭和三〇年四月一三日頃の分、第一一回目である同年七月二六日頃の分は、正常な第二燐酸ソーダではなく、B9製剤であつたことは、すでに前記第二の一の3の(二)の(3)の(ロ)の項で説示したとおりである。

2 さて、本件で問題になつているのは、右第一〇回目、第一一回目及び第一三回目のB9製剤の各取引であるから、本件工場の従業員らに注文義務の違背があつたかどうかの点が取上げられるのも、右三回の取引に限られるといわなければならないのであり、その各注文に際し、本件工場の従業員らは、右1に説示したとおり、特に局方品もしくは試薬一級のものを納入せられたい旨、すなわち、形式的には規格についての明白な指定はしていなかつたことが認められる。

ところで、本件工場がB2との間に第二燐酸ソーダの取引をしたのは、前記のとおり、約二年間で前後一三回に及んでいることに徴すると、B9製剤の納入せられた第一〇回目、第一一回目及び第一三回目の各取引の行なわれた際の注文の実質的内容は、第一回目の注文の態様と無関係であるとはいえないが、しかし、第一回目の注文のとき継統的な取引契約を締結したわけではなく、各取引はそれぞれ別個独立の取引であるし、第六回目と第七回目との各取引の間には五ケ月以上も経過していたことがあること等から考えると、第一回目の注文の際附せられていた条件がそのまま第一〇回目の注文にも附せられていたと解するには疑問があり、むしろ、第一回目の注文にその後の取引間に生じた客観的事情をも加味して、B9製剤が納入せられた際の発注が規格品を指定して行なわれた注文であつたか否かを判断すべきである。

本件工場の従業員らがB2に対し第一回目の注文をしたときの交渉の経 過については、被告人A2(三八の一六九二一)、証人D62(本件工場製造課副 主任、一六の七一四三)は、資材係のD23に、局方品の大箱三五瓩入り二箱を注 文せよと命じたが、薬屋に局方品の大箱入りは扱つていないというので、試薬三五 瓩入り大箱二個の注文を命じたとそれぞれ供述し、前記証人D23(一六の七三〇 八)は、B2の店員D63に対し、局方品の第二燐酸ソーダを注文したのである が、D63は、「B2では大箱入りの局方の第二燐酸ソーダは取扱つていないが、 が、D63は、「B2では人相人りの周月の第二牌版」」」がは取扱っていないが、 試薬一級なら手に入るから入れさせてくれ、値段は一瓩当り、試薬一級ならば二○ ○円、工業用品ならば一二○円位である」というので、D62に連絡したうえ、同 人及び被告人A2の諒解を得て、D63に、試薬一級でよいから三五瓩入り大箱二 個を納入して貰いたい、と伝えた旨供述し、証人D63(昭和二八年一二月頃まで B2の店員、一五の六六九七)は、注文取りのためB1工場資材係に顔を出したと ころ、D23から、「第二燐酸ソーダが多少入用だがどれ位するか」と尋ねられた ので、工業用と試薬大入りの大体の値段を伝えた。すると、「値段を検討し値段があえば注文する」ということで別れた旨供述し、前記証人D22(一 「値段を検討してみて 〇四〇)は、外交員D63から、第二燐酸ソーダがB1で入用だという報告を受けたので、B1に、「問合わせの第二燐酸ソーダの大入りは工業用しか取扱つていないがどうか」と問い合わせたところ、「よい品ですか」といわれたので、「自分の大きなはなくと思いない。 方ではよく判らないから、一応使つてみてくれないか、もし都合が悪ければ取り替 えるなり返品してくれ」と答えた。値段を尋ねられたので、自分の経験した試薬か ら割り出して値段を伝えた。それては使つてみようということになり、木箱二箱の ら割り出して値段を伝えた。それでは使ってみようということになり、不相二相の 注文があつたが、メーカー、純度、包装の指定もなかつた。試薬の値段はメーカー によつて多少相違するが、当時の試薬の値段を考え合わせてその三分の一位にし た、と供述しているのであつて、右各供述を比較すると、本件工場側の者の各供述 とB2側の者の各供述ことにD22の供述とは鋭く対立していることが窺われるの である。そうすると、本件工場の従業員らが、B2に対し第一回目に第二燐酸ソー ダを注文するにあたり、試薬一級と指定したかもしくは単に第二燐酸ソーダといる またはでは変 ただけで試薬一級の指定をしないで注文したかについては、その取引の衝に当つた 各関係者の供述だけを資料として判断するのは困難であつて、右各供述以外の他の 資料によつて認められる諸般の事情をも綜合して判断しなければならないことはい うまでもないが、まず右各証人らの供述を主軸として検討をすすめることとする。

2 (一) 被告人A2、証人D62及び同D23は、前記のように、いずれもまず局方品を注文したと供述する。しかし、証人D63の各供述記載(一五の六六九七、二六の一二二五八、二七の一二六九九)からは、D23がD63にまず局方品を注文したというような事実は窺われない。

(二) 右の点について、被告人A2は、本件工場においては、第二燐酸ソーダの局方品を使用したような事実は全くないのにかかわらず、警察官及び検察官から取調を受けた際(昭和三〇年八月二八日以降同年一〇月二六日までの間に、司法警察員からは六回、検察官からは一〇回取調を受けている。三七の一六五四八ないし一六六七四)には、局方品を発注購入してこれを使用したと供述しており、本件工場においては、昭和二八年四月よりも以前から第二燐酸ソーダを使用しているにかかわらず、昭和二八年四月以降使用したと供述している。

本件工場において製造した乳児用調整粉乳中に人体に有害な多量の砒素を含有していることが判明した後、その原因を探究していた頃、本社から被告人A2に添加物を持参してK7に行くよう連絡があつた際にも、厚生省に添加物として届けられている添加物は持参したけれども第二燐酸ソーダはこれを持参していないことにしたのであるが、その際同部長から、乳児用調整粉乳の製造について、何か変つた方はとつていないかと聞かれたときにも、第二燐酸ソーダを添加使用していた事実は全くこれを報告していないこと(三七の一六六二三)並びにその後右D54技術的全くこれを報告していないこと(三七の一六六二三)並びにその後右D54技術のとこれを報告していないこと(三七の一六六二三)が記められるのだろうな」と念を押されたときにも、試薬一級を使用しているとはいわないで局方品を使用していたと報告していること(三八の一六九七六)が認められるのである。

右各事実に徴すると、被告人A2は、当初は第二燐酸ソーダを添加使用していたことは、なるべくならばいいたくないというような気持になつていたのではないかということが窺われるし、さらに、その後においては極力局方品を使用していたというように強調しようとしていたことが窺われるのであつて、右各事情から考えると、被告人A2が、「当初D62に局方品を注文せよと命じた」という供述も、極めて疑わしいといわなければならない。

(三) D62の司法警察員に対する昭和三〇年九月三日付供述調書(二四の一一四〇三)によると、同人は、「A2からは、工業用を使つたらいけないとか、局方でなければいけないとかの具体的な指示は受けていない。ただ良質のものを使上えといわれたので私が独自の考えで注文したのである。」旨供述していることが認められるのであつて、右事実に徴すると、証人D62が、A2から局方品を注文せよとの命令を受けたので、D23に局方品を購入するよう指示した旨供述している部分は、にわかに信用できないといわなければならない。

(四) 証人D23の前記供述も、同人の司法警察員に対する昭和三〇年八月三〇日付及び同年九月四日付各供述調書(二四の一一四一一、一一四二九)に照して、直ちにそのまま信用し難いといわなければならない。

右各事実に徴すると、本件工場が、従来第二燐酸ソーダを原料牛乳に添加使用するにあたつては、まず局方品を注文し、局方品がなかつたため、試薬一級を購入す るに至つたことを認めることができるのであるが、しかし、前記証人D53及び同D52(一八の八五〇〇)の各供述調書によると、D53がまず局方品を注文し、 局方品がないために試薬一級を購入したのは、D53が、自分自身の考えや、D5 2の助言によつたものであつて、特に被告人A2の指示があつたというような事情 は窺われない。被告人A2は、右の際にも、局方品を購入するよう希望した(三八の一六九四六)というが、右供述はたやすく信用できない。そして、本件工場がB 2に対して第一回目の発注をしたのは、専ら被告人A2及び前記D62の指示に基 づくものであつて、D53は右の発注には何ら関与していないことも看過できない 事情である。もつとも、この点に関連して、前記証人D53 (一八の八四二七以 下)は、昭和二七年七月頃、B2に立寄り、社長D22に対し、第二燐酸ソーダの 局方品大箱入りを捜してくれと依頼したというが、かりに、右事実が認められると しても、B2に対する本件第一回目の発注とは直接関係がないというべきである。 なお、被告人A2らは、本件工場においては、第二燐酸ソーダを購入するときに は、常にまず局方品を注文したというが、従来局方品を購入したことは一度もないのであり、局方品入手について、本社技術部に照会する等その他適切な方法を講じ た形跡も全く認められないのであつて、右の事実に徴すると、D62、D23及び 被告人A2らが、B2に対し第一回目の発注をするとき、まず局方品の有無を尋ね たということを強調するのは、本件発生後言い始めたのではないかとの疑さえあつ これをそのまま信用するのには躊躇せざるを得ないのである。したがつて、B 1乳業株式会社本社が局方品を使用することを方針としている(前記第二の四の2の(四)の(3)参照)とか、本件工場において従来局方品を注文していたからと いつて、直ちに本件においても、まず局方品を注文したとなすのは早計であるとい わなければならない。

証人D23の前記四の1に記載した供述から考えると、同人がD63に対 局方品の大箱入りはないかといつたのに対し、D63が、局方品の大箱入りは 取扱つていないが、試薬一級なら取扱つているから入れさせてくれ、試薬一級の値 段はいくらである、と答えたというのであれば、話は判るのであるが、試薬一級の値段のみでなく、工業用品の値段まで教えたというのは理解に苦しむ点である。ところで、証人D63の前記四の1に記載した供述によると、D63はD23に対し 工業用品の値段をも告げたことが認められるので、この事実に徴すると、D63の 供述するとおり、D23が局方品とか試薬一級の規格を示さないで、大箱入りとい う点に力を入れて、単に第二燐酸ソーダの値段を聞いたために、D63が工業用品 と試薬一級との値段を示したのではないかとも推測されるのである。また、証人D 23の前記供述によると、同人は、D63との交渉の途中において、被告人A2及び前記D62のいた工務室に赴き、局方品はなく試薬一級ならばあるがといつことを連絡して、右両名から試薬一級でよいから注文せよといわれたので、D63に試 薬一級を注文したというのであるが、D63の各供述(一五の六六九七、 五八、二七の一二六九九)を仔細に検討しても、D23とD63との間の交渉 の過程において右のような場面があつたことは全く窺われないし、却つて、前記証 人D22の供述(一三の六〇四〇)によると、D23がD22と電話で交渉してい る途中において、前記のような場面があつたのではないかということが窺われるの である。また、D23の供述によると、同人は、D63と交渉した際、すでに試薬一級二箱を注文したというのであるが、D63の供述によると、同人は値段を聞か れただけで未だ正式の注文を受けたのではないと供述しており、この点において も、D23とD63との供述は相違しており、D63の供述とD22の供述とによ ると、むしろ、D23がD22と電話で交渉した際、正式に発注が行なわれたので

はないかという疑問も生ずるのである。 五 1 昭和三九年八月二五日付弁護人海野普吉外三弁護人作成にかかる答弁書四一丁ないし四三丁掲記の各証人の尋問調書を綜合すると、昭和二八年ないし同日年ないし一八〇円位であり、同小売価格は約一六〇円ないし一八〇円位であり、同小売価格は一瓩当り約七〇円ないし一〇〇円位であり、同小売価格は一瓩当り約七〇円ないし一〇〇円位である。ところで、本件工場のB2からの買入価格は、原判決添附の別表第四記載のとおり、一瓩当り、第一回目の分が一九五円であり、第二回目及び第三回目の分がそれであり、第四回目ないし第一三回目の分はいずれも一七〇円であるこ とが認められる。そうすると、右売買価格は、まさに試薬一級の価格に相当し、工業用第二燐酸ソーダの木籍入りの一般の小売価格として、著しく高価であつたことは、原判決説示のとおりであるといわなければならない。

きて、前記証人D63の各供述(一五の六六九七以下、二六の一二二五八以下 .七の一二六九九以下)、同D22の供述(一五の六九九一以下)及び押収にかか る見積書二通(証六三、六四号)を綜合すると、B2の外交員D63は、B2の社 長D22と相談のうえ、昭和二八年二月一七日にはB41化学株式会社大阪支店名義で、同年同月二五日にはB2産業株式会社名義で、いずれもB66電力株式会社B67発電所に対し、第二燐酸ソーダその他の薬剤の見積書各一通を提出したのであるが、同見積書にはそれぞれ第二燐酸ソーダー〇〇瓩入りのものの一瓩当りの単 価を一二〇円宛と記載しており、右は工業用第二燐酸ソーダの単価であるところ、 D63は、同年四月上旬頃本件工場の資材係である前記D23から、第二燐酸ソー ダについての交渉を受けた際、同人に対し、工業用第二燐酸ソーダの値段について は、前記のB66電力株式会社B67発電所に提出した見積書に記載した価格に基づき、一瓩当り一二〇円である旨を告げ、試薬一級木箱入りはこれまで取扱つたことがないので、おおよその価格として一瓩当り二〇〇円位である旨述べたことが認 められるのである。また、前記証人D22の供述(一五の六八九八)によると、D 22は、右の頃よりも以前に、B68株式会社から、工業用第二燐酸ソーダの大箱 入りの買入価格の見積を徴していた事実のあることが認められる。右の各事実に徴 すると、D22は、工業用第二燐酸ソーダの大箱入りの値段も大体判つていた筈で あるから、前記のような迂遠な計算方法をとらなくてもよかつたのではないかとの 疑問が生ずるのは当然である。しかし、D22が、前記B68株式会社から見積りを徴していたのは昭和二六、七年頃の古いことであつたし、前記B67発電所に提出した見積書に記載した分とても、現実には取引が行なわれたわけではなく、見積 価格の点についてもD63から相談は受けたものの、見積書の作成やその提出はD 63に一任してあつたことが窺われるから、D22が右の各事情を失念していたと しても必ずしも不思議ではない。

そうすると、D22の前記計算方法は、一見いかにも不自然なようではあるが、しかし、五〇〇瓦瓶入りの試薬の値段を二倍したというのは、一応一瓩当りの単価に換算したということであり、それは試薬瓶入りの一瓩当りの価格であるのに、現実に取引しようとしているのは工業用薬品(D22の積りでは)であり、しかも大箱入りであるため、右価格の三分の一位の金額をもつて現実の取引値段として決めたということに帰着するのであるから、その趣旨は必ずしも理解できないことではないのである。

そうだとすると、次に考えてみなければならないのは、その当時のB2における第二燐酸ソーダの試薬一級五〇〇瓦瓶入り一本の取引価格はいくらであつたかという点である。前記各証拠によると、昭和二六年ないし同二八年頃におけるB2の第二燐酸ソーダ試薬一級五〇〇瓦瓶入り一本の仕入価格は、殆んどすべて一五〇円位であり、右瓶入り一本当りの小売価格は、昭和二六年頃は一八〇円ないし二三〇円位であり(昭和二七年一〇日二九日にI7大学K8学部へ販売したものに三〇〇円というのがあるが、これに、ロ22も供述しているように、試薬特級と認めるのが相当である)、昭和二八年頃は概ね二〇〇円ないし二六〇円位であることが認めらるのである。してみると、B2の右取引価格のうち最高価格である二六〇円をとり、D22の前記計算方

法によつて方法によつて計算しても、一七三円位にしかならず、本件工場との現実取引価格である一九五円には達しない。ところで、D22は、実際の取引価格は前 記程度のものであつたけれども、当時、B69及びB41化学等からきていた試薬 の定価表に、第二燐酸ソーダ試薬一級五〇〇瓦瓶入り一本の小売価格は二七〇円な いし三〇〇円位と記載されていたから、それに基づいて計算したというのである。 右三〇〇円を基本にしてD22の計算法に従えば二〇〇円となり、本件工場との第 一回の取引価格一九五円とほぼ一致することになる。したがつて、D22の前記計算方法そのものは決して荒唐無稽なものではなく、その基本となる価格をどれにするかが問題であるが、D22のように、儲けられるときには大いに儲けるのが商人 であるというような誤つた営利主義を徹した型の商人の考え方からすれば、前記試 薬の定価表に掲げられている三〇〇円を計算の基本にしたこともいかにもありそう なことであつて、必ずしも後から考案した勝手な理窟であるとして、排斥してしま うわけにもいかないのである。 六 1 原判決は、第二章第三の六の3の項にお いて、「B2から本件工場に納入された第二燐酸ソーダは、前記のとおりすべて純度が九九%前後、砒素含有率〇・〇〇〇五%前後のもので、実質的には局方品や試 薬品に比しても全く遜色のないものであつた」と認定し、右事実をも一資料として、本件工場の従業員らが、B2に対し、第一回目に第二燐酸ソーダを発注するに あたり、「木箱入りの試薬一級品を納入してもらいたい」という内容の注文が行な われたのではあるまいかという合理的疑問が生じ、これを払拭することのできる資料はないと説示していることが認められる。なるほど、前後一〇回に亘り、B2か ら本件工場に納入された正常薬剤の純度が九九%前後、砒素含有率が〇・〇〇〇五 %前後のものであつたことは、原判決の説示するとおりである。しかし、正常薬剤の性質が原判示のとおりであつたことは、本件公訴が提起せられた後原審で証拠調 をした結果判明したことであつて、本件工場においてこれを使用していた当時、本 件工場の従業員らには判明していなかつた(もつとも、第一回目の分については、 本件工場の試験係責任者であつた前記D53が、純度検査をしたことによつてその 大体の純度だけは判明していたが、第二回目以降の分については、すべて本件発生 後判明した事柄である)のみならず、B2も、薬品の製造業者ではなく販売業者で 後判明した事柄である)のみならず、B2も、薬品の製造業者ではなく販売業者であり、B2の社長D22は、B4製薬から工業用第二燐酸ソーダを仕入れて本件工 場に納入していただけて、B4製薬に対し特殊な注文をしていたよらな事情は窺わ れないし、右薬剤の純度検査等をしていたわけではないから、右正常薬剤が前記の ような性質を有していたのは、本件工場の従業員らが試薬一級を注文したかどうか ということとは何ら関係のない偶然のことというべきである。したがつて、右正常 薬剤の純度や砒素含有率が前記のようであつたという事実を捉えて、本件工場の従 業員らがB2に対し試薬一級を注文したことを推測する一資料とすることは失当で あるといわなければならない。

2 B2から本件工場に対し、一三回に亘つて納入された薬剤のうち、一〇回に亘つて納入された薬剤が正常薬剤、すなわち、工業用第二燐酸ソーダであつたこと、並びに三回に亘つて納入された薬剤がB9製剤であつたことは、いずれも前記第三の三の1で説示したとおりであつて、右の各薬剤が客観的に試薬一級でなかつたことは極めて明白である。そして、右の事実は、本件工場の従業員らが、工業用薬品の納入を求めたのではないかとの推測を生ぜしめる資料とはなつても、試薬一級を発注したことを推定する資料とはなし難いといわなければならない。

るであるとの表示のなかったとして、 前記の正常薬剤及びB9製剤は、工業用品であったが、その容器であるとの表示のなかったこともによって明らかである。(2)の項において詳細に説示したところによって明らかである。然るに告査をした。 の(2)の項において詳細に説示したところによって明らかである。然るに検査をした。 の(2)の項において詳細に説示したところによって明らかである。然るに検査をしたのである。然の表示の方に、有薬剤の各木箱に試薬一級の表示の方に、対観であるには、対観であるとき、試薬一級の法であるには、対観であるとき、、試薬の点について、は強いを発注したのであって、試験のは、工業用第二人のであって、はないかということを窺わせるに足るといわなければなら、は、なって、前記第二の三の5の(2)ののではないが記象性は思考が記事とは、

七 1 証人D22の前記各供述調書(前記第三の五の2参照)を仔細に検討すると、その供述中には、かなりな薬種商を営んでいる会社の社長の言辞とは思われない程非常識とさえ見える部分もあること並びに仕入原価僅か九五円(一瓩当り単

価)の第二燐酸ソーランのである特別である。 一大き、、その人物にといいでは、 一大き、、その人があると、している。 一大き、、その人があると、している。 一大き、、その人があるとは、世間があるでもも、といいでは、 一大き、、その人があると、いいでは、 一大き、、その人があると、は、 一大き、、その人があると、は、 一大き、、その人があると、は、 一大きないがあると、は、 一大き、、でいる。 一大き、、でいる。 一大き、、でいる。 一大き、、でいる。 一大き、、でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 では、 一大き、、は、 一大き、、は、 一大き、、は、 一大き、、は、 でいる。 でい。 でいる。

ざるを得ない。 前記各項において詳細に説示したところによつて明らかなように、被告人A 証人D62、同D23及び同D22の前記各供述調書中の供述記載は、いずれ も全面的にはこれを信用することができないのであるが、しかし、右各供述調書及 び右D63の各供述調書並びに前記説示の各事情を綜合すると、本件工場とB2と の間における第一回目の発注は、次のような経緯で行なわれたものであることが認 定できるのである。 すなわち、本件工場の資材係D23は、B2の店員D63に対し、当初第二燐酸ソ 一ダの局方品を注文したのではなく、試薬一級をしかも大箱入りに重点をおいて交 渉したのであり、B2と本件工場との間に第二燐酸ソーダの売買契約が成立したの は、D23とD63とが本件工場の事務室において折衝したときではなく、D23 とD22とが電話によつて交渉したときである。そして、その際、D22が、「試薬一級の大箱入りは取扱つていないが、工業用品の大箱入りならば入手できる」と いうと、D23が、「どの程度の品物か、よい品か」と尋ねると、D22が、「試薬一級にも劣らないよい品である」との趣旨の返答をしたので、D23は、電話の途中で、工務室に赴きD62にその旨報告し、さらにD62から被告人A2にその 旨報告すると、同被告人は、D62を通じて「試薬一級に劣らなければそれでよい 自報音すると、向板音人は、Do 2 を通して「試案一級にあらなければてれてよいからすぐ注文するように」と指示したので、D 2 3 は、直ちに電話のところへ引返し、D 2 2 に対し、「工業用品でもよい、それを使つてみることにする」旨を伝え、さらに、「値段はいくらか」と尋ねたところ、D 2 2 が、「一九五円である」旨答えたので、D 2 3 は直ちに三五瓩入り二箱の第二燐酸ソーダを注文したのである。もつとも、右証人D 2 2 (一三の六一七一以下)は、D 2 3 から、「よい品か」と問われたのに対し、「私はいいと思いますが、私の方でよくわかりませんかった。一度使ってれてくれませんかった。 ら、一度使つてみてくれませんか、もし御都合が悪ければ取換えるなり御返品下さ い」といつたと供述しているのであるが、右供述は、商品を売る商人の言葉としてはいかにも不自然であり、右証人D62(一六の七二三二)が、「それで、D23 君が薬屋をあつちこつちあたつたと思います。その結果局方のものは扱つていないが、局方よりか、局方に劣らない試薬があるから、それはどうだ、といつて私に相談があつたんです」と供述していることや、被告人A2(三八の一六九五一)は、D23資材係がD62副主任に対し、「薬屋は、局方の大箱入りは扱つたことがなる。 く、局方に劣らない試薬第一級品の大箱入りなら手に入るといらが、どうするか」 という旨の話をしたと供述していることに徴すると、D22は、D23に対し、前 記のように試薬一級にも劣らない旨返答したと認めるのが相当である。なお、前記 証人D23及び同D63の各供述調書によると、D23がD63と折衝した際、D23は、D63から、工業用品は一二〇円位であり、試薬一級は二〇〇円位であると聞いていたことが認められるのであつて、右事実に徴すると、もし、D22が供述する如く、同人がD23に対し、工業用第二燐酸ソーダを一瓩当り一九五円で納る。なり、同人がD23に対し、工業用第二燐酸ソーダを一瓩当り一九五円で納る。 入すると申し向けたとすると、D23としてはD63から聞いている一瓩当り一二 〇円とは著しく値段が相違するので、この点について何らかの異議を述べない筈は ないとの疑問を生ずるのであるが、前記説示のように、D23は、D22から、 「試薬一級にも劣らないよい品である」といわれたのと、被告人A2から、D62 を通じて、至急注文するよう命ぜられていたため、D63から聞いていた値段とD

22のいう値段との相違するのをあまり意に介しないで、前記のように、直ちに発注したと認めるのが相当である。

3 これを要するに、前掲各証拠を綜合すると、本件工場の従業員らは、B2に対し、第一回目の注文をしたとき、局方品と指定しなかつたことは勿論、試薬一級その他規格品を指定しないで、通常の工業用第二憐酸ソ—ダを注文したことが認められるのである。

4 B2から本件工場に第一回目に納入された薬剤が工業用第二燐酸ソーダであったこと、第二回目以降の発注について、被告人A2は、単に第二燐酸ソーダを注文せよと命じただけであつとこと並びに資材係D23もB2に対し第二燐酸ソーダを納入してもらいたいと注文したに過ぎなかつたことは、前記説示のとおりである。

7.37 然るに、原判決が、第二章第三の六の4項において、最初の売買を含めて一〇度目以降の売買における注文は、特別の指示ないし条件が付けられていない限り、容観的にはこれまで九回に亘つて納入されていたものと同一品質のものの納入を求めているものと見るのが妥当である、と判断しているのであるが、しかし、右の事柄は、規格の定めのない工業用第二燐酸ソーダの納入を求めたことになるということはできても、決して試薬一級の納入を求めたことにはならないのである。 さらに続いて、原判決は、昭和三〇年四月一三日頃以降に行なわれた本件工場からB2に対する第二類競技の発注は(注文者の主観的内容の問題としてではアーダーを表する。

らB2に対する第二燐酸ソーダの発注は(注文者の主観的内容の問題としてではなく注文行為という客観的事実として)、「純度九九%前後砒素含有率〇・〇〇五%前後の第二燐酸ソーダを納入してもらいたい」という成分規格に関する指定の付いているものであつたと考えることもできるのではあるまいか、と判示するの行るが、なるほど、第一回ないし第九回の前後九回に亘つて納入された第二燐酸ソーダの実質が原判決の説示するとおりのものであり、しかも、本件工場のB2に対する第一〇回の注文が、従来のと同様の第二燐酸ソーダを納入してもらいたいというる第一〇回の注文が、従来のと同様の第二燐酸ソーダを納入してもらいたいというる第一〇回の注文が、従来のと同様の第二燐酸ソーダを納入してもらいたいというる第一〇回の注文が、それはただそれだけのことに過ぎないのであつて、それが局方品や試薬一級の注文をしたことにならないのは勿論、前記第二の五の2の(二)の(1)の(ハ)の項において説示したような成分規格を指定して注文した

(エ) の (ハ) の頃において試示したような成分規格を指定して注文したことにならないのは勿論であつて、あくまで工業用第二燐酸ソーダの注文に過ぎないといわなければならない。また、記録によると、九回に亘つて納入された正常薬剤がいずれもB7化学工業株式会社製のものであつたことは明らかであるが、その木箱の外側の製造元の表示としては、B7化学工業株式会社と表示されていたものもあつたし、B4製薬株式会社と表示されていたものもあつたことが窺われるのに、本件工場は、この点についても、B2に対し何らの照会もしていない位であるから、第一〇回目の発注がメーカーの指定をして行なわれた注文であるとも認められないのである。かりに、メーカーの指定のある注文であつたと見られるとして

も、この程度のことでほ、前記第二の五の2の(二)の(1)の(ハ)の項において説示した注意義務を尽したとはいえないことはいうまでもない。

で、第三の大の項にはないでは、 で、第三の大の項にとを、 で、第三の大の項にとない。 で、第三の大の項にとない。 で、第三の大の項にとない。 で、第三の大のではないではないでは、 で、第二人がのるでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでものでは、 のでものでものでものである。 のでものである。 のである。 のである。

6 これを要するに、以上説示のとおり、本件工場が、第一〇、第一一及び第一三回の三回に亘り、B2からB9製剤の納入を受けた際、本件工場の従業員らは、試薬一級品等の規格品を指定しないで発注していたことが認められるにかかわらず、原判決が、その注文に際し、本件工場の従業員らに、注意義務違反行為があつたということについては、結局証明がないことになる、と判断したのは、証拠の取捨選択を誤り、ひいて事実を誤認したものであるというべきである。

第四 控訴趣意第三点の一ないし三(控訴趣意補充書第一の三及び第二)について。 て。

一 所論は、縷々述べているが要するに、B2から本件工場に納入された第二燐酸ソーダという薬剤のうち、B9製剤以外のもの、すなわち、正常薬剤は、検査すれば必ず合格する薬品であつたから、本件工場の従業員らにこれを検査する義務はなく、B9製剤についても、包装、容量、薬剤それ自体の外観上では正常薬剤とは差異はなく、また、本件工場とB2との間には長期に亘り大量の第二燐酸ソーダという薬剤の取引があり、かつ、B2は信用の高い業者であつたから、右B9製剤についても、被告人らが相手方を信頼し、正常薬剤が納入されたと信ずるのが当然であるから、この場合も検査義務はない、とした原判決の判断は、事実を誤認し、ひいて法令の解釈を誤ったものである、というのである。

二 工業用第二燐酸ソーダには人体に有害な程度の砒素を含有する粗悪品があり、また、化学上は第二燐酸ソーダとはいえなくても、B9製剤の如き薬剤が取引上は一般に工業用第二燐酸ソーダとして取引されており、それには多量の砒素を含有するものもあるからということを根拠として、工業用第二燐酸ソーダとして取引された薬剤であるB9製剤を原料牛乳に添加使用するときには、本件工場の従業員らに化学的検査義務があるとの論旨は、前記第二の一及び二の各項において説示したと同一の理由により、到底採用できない。

たと同一の理由により、到底採用できない。 三 1 工業用第二燐酸ソーダの発注に対しては、非第二燐酸ソーダが納入される危険性があり、しかも、その非第二燐酸ソーダにはいかなる有毒物を混入しているかも判らないということを根拠とする場合に、本件工場の従業員らには、まず第一に規格品使用義務があり、この注意義務に違反して敢えて工業用第二燐酸ソーダを使用するときには、その薬剤が間違いなく第二燐酸ソーダであることを確かめるために、適切な化学的検査をなす義務のあることは、前記第二の五の2の(四)の各項において説示したところによつて明らかである。

「然るに、記録を精査しても、本件工場の従業員らが、前後三回に亘りB2から本件工場に納入されたB9製剤を使用する前、右薬剤が第二燐酸ソーダであるかどうかを確かめるため、化学的検査を実施したことを認めるに足る何らの資料もない。もつとも、被告人A2は、原審第六一回公判期日(三八の一六七六三)において、昭和二八年四月一一日以降B2から納入されてきた第二燐酸ソーダという薬剤に合き、試験係責任者をして一箱毎に外観検査、溶状検査及び官能検査を実施させた合き、試験係責任者をして一箱毎に外観検査、溶状検査及び官能検査を実施させた合めによりることが認められるのであるが、右供述記載は、前記証人D58(一六の七三九六)の供述調書並びに被告人A2の、司法警察員に対する各供述調書(三七の一六五五三、一六五五九、一六五七〇、一六五九七)、裁判官の面前における

陳述録取調書(三七の一六五八一)及び検察官に対する各供述調書(三七の一六六五八、一六六六三)を綜合すると、にわかに信用できない。そうすると、本件工場の従業員らは、B9製剤を使用するにあたり、前記化学的検査義務に違反したものであるという外はない。してみると、本件工場従業員らのB9製剤についての化学的検査義務に関しては、これ以上論ずる必要はない筈であるが、原判決は、第一ないし第九回に亘つて納人された薬剤が正常品であつたため、これを使用した過去の実績等に照して、本件工場の従業員らが、その後納入されたB9製剤について一定の法律的価値を備えた信頼感を抱くのは当然である。と判示しているので、これらの点についてさらに検討する必要がある。

2 前記第三の各項において説示したとおり、本件工場の従業員らは、B2に対し第二燐酸ソーダを発注するにあたり、工業用薬品の納入を求めたのであつて、試薬一級等の規格品を注文したのではないから、規格品が納入された場合の注意義務については、もはやこれを論ずる必要はないのであるが、しかし、被告人A2初め前記証人D62及び同D23らは、いずれも、本件工場がB2に対し第一回目の発注をしたときには試薬一級と指定したのであり、B9製剤が入荷したときの注文も試薬一級の規格指定が行なわれていたかのような供述をしているので、規格品使用にあたつての検査義務についても一言することとする。

前記第二の五の2の(二)の(1)掲記の規格品を使用する場合、使用前その化 学的検査を実施する必要のないことは前記説示のとおりであるが、しかし、その外 観検査までしないでよい筈はない。すなわち、右規格品を発注購入して使用するときには、その使用前、薬種商から納入された薬品が、その容器もしくは被包の表示等から、果して注文したとおりの規格品であるか否かを点検して、右にいう規格品であることを確認し、さらに容器内にある薬品自体についても、色、光沢及び結晶であるより等を表検して思考して表現した。 粒の大小等を点検して異状の有無を確認しなければならないことは勿論である。蓋 し、いかに被包等に局方品等の規格品であるとの表示があつたとしても、その内容 たる薬品の色が、本来白色であるべきにかかわらず黒色であるというような場合 に、それをそのまま表示どおりの薬品として使用すべきでないことはいうまでもな いからである。しかし、色、光沢及び結晶粒の大小等を点検しても、別に異状の認 められないときには、それ以上さらに、その薬品が被包及び容器等に表示されている薬品であるか否かについて、その化学的検査をなすべき義務のないことは前記説示のとおりである。そして、被告人A2らの供述に従えば、B2に対して第二燐酸ソーダを注文したときには、試薬一級のものを注文したことになるのであるが(これが東京に与えて、は大変に対してより、 のことが事実に反することはすでに説示したとおりである)、もしそうであると仮 定すれば、前記第二の三の5の(一)の(2)の項において説示したとおり、試薬 一級には必ずその旨の表示があるのにかかわらず、第一回ないし第九回に亘つて本 件工場に納入された正常薬剤には試薬一級の表示がなかつたのであるから、本件工 場の従業員らが、果して右各薬剤が注文したとおりの試薬一級であるか否かについての外観検査をなすことにより、容易に試薬一級でないことが判明した筈であり、 かりに、試薬中にその表示のないものがあるとしても、表示のあるものが多いこと は否めないのであるから、表示のないことに疑念を抱き、B2ないしは製造業者に 問いあわすべき配慮を払うのが食品製造業に従事する者の当然とるべき措置であつ たというべきにかかわらず、このような措置をとつた事跡は記録上全く認められないのであつて、しかもそのためB9製剤を使用する結果を招来したのであるから、 まさに、右にいう規格品使用に際しての外観検査をなすべき注意義務に違反したも のであるといわなければならない。

四 1 本件工場の従業員等が、工業用第二燐酸ソーダを使用する場合にも、なおかつ、原判決のいわゆる信頼感のために、前記規格品使用の場合と同様に、単に外観検査をするだけで足り、化学的検査をなすべき注意義務が免除されるといえるかどうかについて考えてみなければならない。

2 (一) 原判決は、第二章第四の二の1、2、3の各項で説示するようなB 9製剤が納入された客観的背景という事実を認定して、右客観的背景の下に納入されてきたB 9製剤については、これがそれまで納入されていた正常薬剤と同一品質のものであるという、法律的価値さえ備えた信頼感が生ずるのが当然であり、この信頼感を動揺させるに足る特別の事情、すなわち、このB 9製剤がこれまで既に入された(又使用されてしまつた)正常薬剤の外観と異つており、この差異が以上両者の間に品質上の差異があるも知れないという疑問を生ぜしめる程度のものである、ということが判明しない以上は、この信頼感に従つて行動することが是認るのであつて、その上さらに進んで、B 9製剤につき、返品、化学的検査による同

- (二) (1) 原判決のいう信頼感は、主観的認識の問題であるから、B9製剤が三回に亘つて納入されてきた当時、被告人らが認識していた事情を基礎として判断されるべきであつて、本件発生後調査の結果初めて判明するに至つた事情を加味して判断するのは失当である。
- 右と同様であつたというに過ぎないのである。
 (3) 原判決が認定する前記第四の四の2の(一)の(1)の事実、すなわち、第四回目以降の取引においては単価の変動が全くなかつたという点であるが、元来、被告人A2は当時右のような事実は全く知らなかつたことが記録によつて窺われるし、本件の場合、第一回目の取引のときから継続的供給契約が締結されていたわけではなく、その都度の取引が重なつて結果的に継続的となるに至つた取引にあつては、単に単価が同一であつたという事実に重点を置いて、その品質の同一性を推定するのは慎重でなければならない。

(5) (イ) 原判決は、第二章第四の三の3の項において、薬剤ことに食品添加物として初めて使用する薬剤を継統的に購入使用する場合、売主ないしこの薬剤の製造業者において、この薬剤が食品添加物として用いられるということを了していないときには、注文に基づき納入されてきた薬剤について、少くとも第一回に納入される物件については、購入者側としては、その純度と有害物(砒素等)の含有率との化学的検査を施行しなければならないとしても、B2から本件工場に納入せられた正常薬剤は、以上のような化学的検査が加えられても、これを通過するだけの品質ないし成分規格を備えているものであつたのであるから、この化学的検査が行なわれたか否かということは、B9製剤の入荷、使用という結果の発生に対しての影響力を持つていないのであつて、したがつて、本件においては、本件工場が第一回目の納入物件(正常薬剤)について、右化学的検査をしたかどうかという点はこれを論ずる必要がない、と説示しているのである。

なるほど、B2から本件工場に対して第一回ないし第九回及び第一二回目に納入せられた薬剤は正常薬剤であつたから、化学的検査を加えられてもこれを通過するだけの品質ないし成分規格を備えているものであつたことは、原判決説示のとおりであるが、しかし、第一〇、第一三回目に納入せられてきたB9製品の砒素を含有する特殊化合物であつたから、化学的検査が加えられるとこれを通過しない品質ないし成分規格のものであつたことも明白である。本件では、右B9製剤の購入及び使用等についての被告人らの業務上の注意義務が問題になってものであるから、前記正常薬剤について化学的検査が加えられなかつたとしてもなく、その意味においては、正常薬剤に化学的検査が加えられなかったといるよ、その意味においては、正常薬剤に化学的検査が加えられなかったといるよ、その意味においては、正常薬剤に化学的検査が加えられなかったといことは、B9製剤の使用による死傷事故の発生に対して何らの影響力を持つものでないことはいうまでもない。

しかし、被告人A2らにとつて、右正常薬剤の成分規格が明確になつたのは、本件発生後調査した結果であり、これを使用していた当時においては、その成分規格は不明であり、その品質や成分規格についての強力な保証はなかつたのにかかわらず、被告人A2らは、何ら化学的検査を施行しないままこれを使用したということ、すなわち、食品添加薬剤に対する杜撰な態度、すなわち、論旨のいわゆる品質管理を欠いていたということが、B9製剤が納入されてきた際にも、これを検査しないまま使用するに至らせたといえるから、この意味においては、正常薬剤について検査をしなかつたことが、B9製剤に対する化学的検査の懈怠についても影響があつたといわなければならならい。

なお、証人D22及び同D63の前記各供述調書を綜合すると、B2においては、本件工場が第二燐酸ソーダの本来の用途である清缶剤もしくは洗滌剤として使用するものと思つて工業用品を納入していたのであつて、牛乳に添加使用されるというようなことは全然考えていなかつたことが認められる。もつとも、この点につき、前記証人D23(一六の七三五七)は、B2のD22に電話で第二回目の注文をしたとき、第二燐酸ソーダを牛乳に入れる旨伝えたと供述しているけれども、右供述は、前記証人D22及び同D63の各供述照して、たやすく信用できない。

幼児が飲用検査したところ無害であつたが、B9製剤を使用して製造した乳児用調整粉乳は、乳幼児が飲用検査したところ、有害であることか判明したということに帰着するのである。言葉を換えると、品質について何ら保証のなかった正常薬剤によるのである。言葉を換えると、品質について何ら保証のなかった正常薬剤に は、乳幼児が飲用検査をしたことによつて初めて品質の保証を得たのであり、品質 について何ら保証のなかつたB9製剤は、乳幼児が飲用検査をしたことによつて初 めて有害であることが判明したのである。のみならず、原判決が、第二章第一の一の項で認定するように、B9製剤を添加使用して製造した乳児用調整粉乳を飲用し たためではないかと推測される人工栄養児の傷害事故は、すでに昭和三〇年六月下 有頃発生していたことが窺われるのであり、しかも本件工場においては、その後においてもなお相当量のB9製剤を原料牛乳に添加使用して乳児用調整粉乳を製造していることは記録上明らかなところであるが、それでもなお原判決は、傷害事故の 報告がなかつた(B9製剤に砒素を多量に含有していることを発見したのは昭和三 〇年八月二七日である)ということだけで、過去の実績があるとして、右六月下旬 以降使用したB9製剤の品質が担保されていたとなすのであろうか。右のような奇 妙で不自然な結論に到達するのは、原判決が、単に傷害事故の報告がなかつたとい う事実を重要な価値を有する過去の実績であるとして、これによつて将来納入され てくる薬品の品質まで担保され得るものであると誤解したことに基因するのであ る。元来、食品の製造業者が、当該食品の摂取者においてこれを飲食することが、 すなわち、その食品の有害か無害かを確かめる化学的試験になるのと同一の結果に なるような杜撰な態度で、食品を製造することの許されないことはいうまでもない であろう。また、本来強力な保証のない薬剤をいかに長期間使用してみて事故が生 じなかつたとしても、それは保証のない薬剤の使用の累積であり、事故の生じなか つたのは偶然のことであり、保証のない薬剤の使用が累積されたとしても、その後 に納入されてくる薬剤の品質について保証のないことは、従前の薬剤につき保証の ないのと全く同様であり、したがつて、原判決のいう過去の実績によつては、続い て納入されてきた薬品の品質の担保は形成されるものではないといおなければなら ない。この点に関する原判決の判断は到底首肯できない。各容器毎に化学的検査を 実施して初めてその薬品の品質が担保されると解すべきである。

(6) 原判決が、被告人A2らがB9製剤に対し強い信頼感を抱いた根拠として挙げている客観的背景なるものは、前記(2)ないし(4)の各項で説示した程度のことであつたし、被告人A2らの正常薬剤に対する取扱態度は、前記(5)の(イ)の項で説示したようなものであつたし、さらに、原判決のいわゆる過去の実績の実態が前記(5)の(ロ)の項で説示したような状況のものであつたことから考えると、被告人A2は、B9製剤が納入せられた当時においては、B2から入せられてきていた従前の薬剤について、B4製薬(第一回ないし第九回に納入せられた正常薬剤は、すべてB7化学工業株式会社製造にかかる正常な第二燐酸ソーダであつたが、被告人A2は、B7製であることを知らなかつたのである。右正常薬剤の木箱には、B7化学工業株式会社と表示されていたものもあつたし、B4製薬

株式会社と表示されているものもあつたことは、前記第三の七の5の項で説示したとおりである)という製造業者が製造したもので、紙袋に入つた白色結晶粒の薬が粗末な木箱に入れらており、木箱の外部側面には第二燐酸ソーダと表示があり、本件工場の資材係D23が被告人A2の指示に基づき、第二燐酸ソーダをあるとないたいと注文したことにより、徳島市内のいずれかの薬種商から、第二燐酸ソーダであると称して納入されてきている薬剤であり、従来納入されてきなり、徳島市内のいずれかの薬種商れてきまであると称して製造した乳児用調整粉乳を飲用した者に傷害事故を生じたという。とは聞いていなかつた、という程度の認識を有していた過ぎなく、それ事がを使用していなかつた、という程度の認識を有していた過ぎなく、それをである。とは聞いていなかった、日2から本件工場に一三回にいて記識はこれを有していなかったとは、前記第三の各項において説示したところによって明らかである。

したがつて、前記に説示したような状況の下において、納入されてきたB9製剤については、被告人A2らに、それが、これまで納入されていた正常薬剤と多分同一品質のものであろうという位の軽い信頼感が生じたというのならばともかく、法律的価値まで備えた信頼感が生ずるいわれはなく、生じてもいなかつたのであり、また、客観的にも、過去の実績によつてB9製剤の品質の担保が形成され得ないことは、前記説示によつて明らかである。

3 以上詳細に説示したところによつて明らかなように、本件工場の従業員らが、同一の薬種商であるB2から、約一年九ヶ月の間に前後九回に亘り合計九四〇瓩の工業用第二燐酸ソーダを購入し、これを原料牛乳に〇・〇一%の割合で添加使用して乳児用調整粉乳合計約一五五一、〇〇〇瓩を製造販売し、これを飲用した乳幼児に傷害等の事故を生じたとの報告がなかつたとしても、B2から第一〇回目に工業用第二燐酸ソーダと称して納入されてくる薬剤につき、それが間違いなく第二燐酸ソーダであるか否かを確かめるための化学的検査義務が免除されることはないというべきである。化学的検査義務の免除されるのは、前記に説示した規格品を使用する場合に限られるのである。

4 原判決が、前記説示のように、一定の法律的価値を備えた信頼感というような考え方をとつたのは、或いは、ドイツの判例によつて確立されているといわれる交通関係者の信頼の原則、すなわち、他の交通関係者は交通規則に従つた態度をとるということを信頼してよいとの原則と同一の理念に基づくものではないかとも推測されないことはない(吉田常次郎氏の「過失犯」、法曹時報一七巻六号一四頁参照)。我が国では、未だ前記のような判例の確立していないことはいうまでもなが、しかし、当裁判所としても、自動車等高速度交通機関の運転者が交通事故を惹起したときに、右信頼の原則の適用により、免責され得る場合のあることをもとより否定するものではない。

「しかしながら、高速度交通機関の運転者と食品製造業者とでは、その置かれている立場は全く異つているし、他の交通機関や通行人が交通規則に従つて行動するだるさいうことと薬品製造業者や販売業者が業界のルールに従って行動するらということと必ずしも同一性格のものではなく、ことに、高速度交通機関の運転者の場合は、運転中に不法に自分の車の前に飛び出す自動車や通行人のあることを高って、いつでも止まれる用意と注意とをもつて、常に運転しなければならないも高速度交通機関の迅速性は著しく阻害される結果を招くしたいっことになると、高速度交通機関の迅速性は著しく阻害される結果を招くしたいっことになると、高速度交通機関の迅速性は著して阻害される結果を招くした。 ることも考慮しなければならないのに反し、食品製造業者が、食品添加物として高いといるに鑑みると、本件の場合に、信頼の原則が適用される余地は全くないといわなければならない。

五 ここで、原判決の判断は、果して論理が一貫しているのかどうかの点について考慮してみる必要がある。原判決は、第二燐酸ソーダを食品に添加使用するにあたっても、たとえそれが工業用薬品であっても、第二燐酸ソーダには人体に有害な程度の砒素を含有していないし、第二燐酸ソーダを納入してもらいたいと注文すば第二燐酸ソーダが間違いなく納入されてくるのであって、万一右注文に応じて第二燐酸ソーダが納入されることがあったとしても、そのようなことは到底予見可能であるということを理由として、本件工場の従業員らには規格品発注(使用)であるということを理由として、本件工場の使用にあたっては、本件工場の後業員らが、原判決のいわゆる客観的背景の下においては、B9製剤につきて、後業員らが、原判決のいわゆる客観的背景の下においては、B9製剤につき、過去の実績によって

六 前記第四の三ないし五の各項において説示したとおり、原判決が、本件工場の従業員らがB2から購入した第二燐酸ソーダのうちには非第二燐酸ソーダのあることを認定し、かつ、その予見が可能であつたことをも一応肯定しながら、事実を誤認して、B9製剤が納入せられた客観的背景の下においては、本件工場の従業員らがB9製剤に対し法律的価値を備えた信頼感を抱くのは当然であるとなし、約二年近くに亘る過去の実績によつてB9製剤の品質の担保が形成されるとし、その結果、本件工場の従業員らにB9製剤に対する化学的検査義務がないと判断したのは、法令の解釈を誤つたものであるといわざるを得ない。第五 訴因について。

一 被告人ら両名の弁護人らは、当審検察官の主張によると本件訴因は特定しないことになるので、刑訴三三八条四号により、判決で公訴を棄却すべきであり、然らずとしても、訴因追加の検察官の主張は許容せらるべきでない、と答弁するので(弁護人海野普吉外三名共同作成名義の「公訴事実、訴因並びに訴因についての検察官の釈明に対する弁護人の意見」と題する書面参照)、この点に関連して、本件訴因についての当裁判所の見解を説明することとする。 二 第一審は、その審理終結当時、検察官の主張によつて確定した訴因に基づき

三 1 本件訴因については、もはやこれ以上説明を加える必要はないのであるが、原審ではもとより当審においても、「工業用第二燐酸ソーダとして取引された薬剤」の解釈をめぐつて、当事者双方が驚くほど多数回に亘り求釈明これに対する

釈明を繰り返しているので、念のため、原審が審理を終結した当時における本件訴

因はいかなるものであつたかの点について検討することとする。 本件記録によると、原審検察官は、本件公訴を提起した当時においては、 業用第二燐酸ソーダは砒素を含有し、しかも往々にして砒素を多量に含有する粗悪 品もある場合もあるから、被告人らは、購入した工業用第二燐酸ソーダを開函して 原料牛乳に混和使用するにあたり、その都度砒素の含有量を化学的に厳重検査すべ き業務上の注意義務があつたと主張していたのであるが、原審における証拠調の結果、本件で問題になつたB9製剤の出所、移動の経路及びその性質等が明らかにせ 来、本件で同處になった日も表別の出所、おおいに聞なっていた。 られ、B9製剤が必ずしも工業用第二燐酸ソーダとは称し得ないことが判明したため、原審検察官は、昭和三二年四月一一日の第七回公判期日において、同年三月二 五日付釈明書(五の一九七〇)により、「公訴事実冒頭に記載した工業用第二燐酸 ソーダとは、工業用第二燐酸ソーダとしてこれまで取引せられ、また、将来取引さ れる薬剤の総てを指称する。」と釈明するに至ったため、原審は、同年四月二七日 の第八回公判期日において、検察官の右釈明内容が、起訴状記載の公訴事実とは著 しく相違することを理由として、釈明の趣旨に従つて訴因変更の手続をなすことを 命じたため、原審検察官は、同年五月三一日の第九回公判期日において同年同月二 二日付訴因変更請求書(五の二〇二四)により、起訴状記載の公訴事実中五ヶ所に 工業用第二燐酸ソーダと記載されているところ、第一番目、第四番目及び第五番目 にそれぞれ「工業用第二燐酸ソーダ」と記載されているのをいずれも「工業用第二 燐酸ソーダとして取引された薬剤」と変更し、第二番目及び第五番目にそれぞれ 「工業用第二燐酸ソーダ」と記載されているのをいずれも「工業用第二燐酸ソーダ として取引される薬剤」と変更し、その後、昭和三七年五月一九日の第四九回公判期日において同年三月二四日付訴因変更請求書(三四の一五三二六)により、同年 一〇月二九日の第五四回公判期日において同年一〇月二四日付の訴因変更請求書 (三四の一五六〇六) により、前記第一の項で説示した公訴事実記載のとおり訴因 変更の請求をなし、原審が右各訴因変更を許可したことが認められるのである。 前記公訴事実の記載、弁護人らの求釈明に対する原案検察官の各釈 明の趣旨並びに訴因変更の行なわれた経緯等に徴すると、公訴事実中に、「殊に右薬剤が本来食品に使用される性質のものではなく」とある「薬剤」は、その数行前に摘示されている「工業用第二燐酸ソーダとして取引された薬剤」を指称しているものであるところ、右「薬剤」の意義は、化学的検査義務を論ずる場合にはそのまま妥当するが、規格品発注義務を論ずるについては「工業用第二燐酸ソーダとして 取引される薬剤」の趣旨でなければならないことは論理上当然のことであり、そし て、右にいう「工業用第二燐酸ソーダとして取引される薬剤もしくは取引された薬 剤」には、(a)正常な工業用第二燐酸ソーダ、(b)人体に有害な程度の砒素を 門」には、、は、正常は工業用第一桝段ノーダ、、ログ人体に有音は程度の価素を含有する工業用第二燐酸ソーダ、(c)化学上は第二燐酸ソーダとは称することはできなくても、清缶剤等の用途に適するため、取引上の概念としては工業用第二燐酸ソーダの範疇に入る薬剤、及び(d)化学上はもとより取引上も工業用第二燐酸ソーダの範疇に属しない非第二燐酸ソーダである各種薬剤を含む趣旨であることが 認められる。検察官は、工業用第二燐酸ソーダは、本来食品に使用される性質のも のではなく、主として工業用に使用される関係上、工業用第二燐酸ソーダなどとい つて取引される薬剤もしくは取引された薬剤は、含有物質の種類、分量等の規格が なく、品質の保証もなく、その成分も詳らかでないため、往々にして人体に有害な 砒素その他の物質を多量に含有する前記(b)、(c)及び(d)のような粗悪品 のある場合もあるから、被告人らは、第二燐酸ソーダを原料牛乳に混和使用するに

主張しているのである。 (二) 検察官は、公訴事実冒頭記載の「工業用第二燐酸ソーダ」なる用語には、概念として、工業用の粗悪な第二燐酸ソーダとともに工業用の正常な第二燐酸ソーダをも包含しておると釈明し、(検察官の昭和三七年一〇月五日付釈明書参照、三四の一五五七七)、さらに、右は、冒頭記載の「工業用第二燐酸ソーダとして不明記された変別」なるのでは、 て取引された薬剤」なる用語の概念を説明したものであり、そのような概念に該当 する薬剤は実在するものであり、現に実在した公訴事実一及び二掲記の薬剤(本件 事故惹起薬剤)も工業用第二燐酸ソーダの一例であると釈明している(昭和三七年 ·〇月二四日付検察官釈明書参照、三四の一五六〇七)ことが認められる。

あたり、規格品発注(使用)の業務上の注意義務があり、規格品以外の第二燐酸ソ ーダを混和使用するときには厳密な化学的検査を行ない、無害なものであること並びにそれが第二燐酸ソーダであるか否かを確認すべき業務上の注意義務があつたと

しかし、一方検察官は、本件は、工業用第二燐酸ソーダとして販売きれ

(四) 右(三)に説示した検察官の各釈明内容から考えると、検察官が前記(二)に説示したような釈明をしているからといって、検察官主張の本件訴因の内容は、公訴事実冒頭記載の「工業用第二燐酸ソーダとして取引せられた薬剤」の概念を前記(a)、(b)及び(c)だけに限る主張であり、公訴事実一及び二記載の「工業用第二燐酸ソーダとして取引せられた薬剤」、会別はは前記(c)に該当すると主張するのであるから、万一右B9製剤が(c)に該当すると主張するのであるから、方一右B9製剤が(c)に該当するという場合には、もは今まえられないのである。そのことはのではないとの趣旨の主張であるとは到底考えられないのである。そのことはのではないとの趣旨の主張であるとは明明日にわるものである。と釈明している点にも場所であるというの範疇にいるというであると訴因のとで説示したとおり、検察官は、工業用第二燐酸ソーダ」であると前ろである。第五の三の2で説示したとおり、検察官は、工業用第二燐酸ソーダ」であると訴因のまたのを、「工業用第二燐酸ソーダ」であると訴因のままにしたのは、公訴事実一及び二掲記のB9製剤を右基本的事実をなす薬剤の概定したのは、公訴事実一及び二掲記のB9製剤を右基本的事実をなず薬剤とのである。元来、B9製剤が、取引上のではないのであるにはよいて、公訴事実をなかったのである。元来、B9製剤が、取引上のではないて、公訴事実のよりのである。元来、B9製剤が、取引上のではないて、公訴事実をなかったのである。

検察官の主張する公訴事実一及び二掲記の「工業用第二燐酸ソーダとして取引せられた薬剤」は、公訴事実冒頭掲記の「工業用第二燐酸ソーダとして取引せられた薬剤」の概念に包摂されるものではあるが、同一用語で表現せられていても、右両

者が異なる概念であることは、検察官の主張自体によつて明白であり、したがつて、公訴事実一及び二掲記の「工業用第二燐酸ソーダとして取引せられた薬剤」であるB9製剤は、具体的に一定の化学式で表示可能な薬剤であることはいうまでもないことであるが、公訴事実冒頭記載の「工業用第二燐酸ソーダとして取引せられた薬剤」を化学式で表示せよと要求するというが如きことは、論理上全く不可能なことを求めることであるといわなければならない。

検察官は、公訴事実一及び二掲記の各薬剤は、B2から本件工場に三回に亘つて納入せられたB9製剤であり、そのB9製剤に人体に有害な程度の砒素を多量に含んでいたと主張しているのであるから、検察官がB9製剤を(c)もしなことはよると主張したところで、そのために訴因が不特定になるというようなことはもないのである。もし、検察官が、被告人らの本件業務上の注意義務が、第二燐酸ソーダを使用すべきでなかつたと主張するのか、規格品使用義務があつたと主張するのか、いずれであるか不明であるような主張をしたり、または、本件事故を記するのか、いずれの主張であるのである。ときに、初めて訴していると言いません。

第六 結論。

原判決は、前記第二の六の項で説示したとおり、事実を誤認しひいて法令の解釈を誤り、前記第三の七の6の項において説示したとおり、事実を誤認しひいて法令の解釈を誤ったものであるといわなければならない。 果してそうだとするとの解釈を誤ったものであるといわなければならない。 果してそうだとするとの解釈を誤った違法が、判決に影響を及ぼすことが明らかるといわなければならない。 ましてそうだとものであるが、原判決は、本件工場の従業員らには何人にも注意務の違反となかったとし、その第二章第五の結論の項において説示しているようにある。ななかったとし、その第二章第五の結論の項において説示しているようにある。をとれていては全く判断を示していないことは原判示に徴し明白である。それ工場が乳児用調整粉乳を製造するにあたり、原料牛乳に安定剤として第二人とで表が乳児用調整粉乳を製造するにあたり、原料牛乳に安定剤として、規格品発注

(使用) 義務及び化学的検査義務のあつたことはすでに説示したところにより明白であり、記録を精査しても、本件工場の工場長であつた被告人A1及び製造課長であつた被告人A2が、右乳児用調整粉乳の製造及びこれに伴う第二燐酸ソーダの購 入及び使用につき全く関係がなかつたという明白な資料はないのであり、したがつ て、原判決別表第一及び第二に記載されている数百名の乳児が亜砒酸を多量に含有 する本件粉乳(原判決二〇丁表一二行目参照)を飲用したかどうかという点並びに 右乳児達がこれを飲用したために死亡したりもしくは傷害を被むるに至ったか否かの点について審理して判断を加えてみたところで、到底被告人ら両名に検察官の主張するような業務上の注意義務違反の事実を認め得べくもない、というような段階 にはないのであるから、原判決の前記のような事実誤認及び法令の解釈を誤つた違 法は、判決に影響を及ぼすことが明らかであるといわなければならない。

よつて、検察官のその余の論旨に対する判断を省略し、刑訴三九七条一項、三八 条及び三八〇条を適用して原判決を破棄し、同法四〇〇条本文にしたがつて本件 を徳島地方裁判所に差戻すこととし、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 加藤謙二 裁判官 木原繁季 裁判官 加藤龍雄)